

農林水産委員会議録 第二十一号

昭和三十七年三月二十日(火曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事 秋山 利恭君 理事 小山 長規君

理事 山中 貞則君 理事 足鹿 覺君

理事 石田 有全君 理事 片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

飯谷 忠男君 草野 一郎平君

倉成 正君 小枝 一雄君

坂田 英一君 田邊 國男君

綱島 正興君 寺島隆太郎君

中山 榮一君 福永 一臣君

藤田 義光君 松浦 東介君

角屋堅次郎君 栗林 三郎君

東海林 稔君 西宮 弘君

芳賀 貢君 安井 吉典君

湯山 勇君 稻富 稜人君

玉置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 森 茂雄君

(畜産局長)

委員外の出席者

文部事務官 白井 亨一君

(体育局長)

農林事務官 所 秀雄君

(畜産局長)

農林事務官 森 整治君

(畜産局長)

三月二十日

委員中澤茂一君辞任につき、その補

欠として芳賀貢君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員芳賀貢君辞任につき、その補欠

として中澤茂一君が議長の指名で委

員に選任された。

三月十六日

漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二号)(予)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

○野原委員長 これより会議を開きます。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。湯山勇君。

○湯山委員 畜産物価格安定法につきまして若干御質問申し上げたいと思ひますが、その前提として、現行の畜産物価格安定法に対する解釈が私どもの期待しておつたものと、先般来豚肉等について決定されたもの、それを比較してみますと、どうも違つてゐるじやないかという感じがいたします。

ので、その点からまず明らかにしてみたいと思ひます。

当初政府の方案では、安定帯下位価格というのはありませんけれども、安定基準価格というものはございませんでした。これは、臨時国会では政府案として出されましたけれども、その経緯から考えてみますと、委員会の方の意思をそんたくして、政府の方でそういう原案を出してこれだといふのが経緯であるように記憶しております。

そこで、最初にお尋ねしたい点では、この安定基準価格といふものと安定下位価格といふものを一体どういうふうな區別しておられるか、これをまず伺いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 畜産物の価格安定等に関する法律の御審議の際に、すべて本質的に安定価格は、原案といひましては、お話のように、上位価格、下位価格といふことで表現されておつたわけでございします。お話の通り、第三条第四項の規定で、「安定価格は、生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し」といふ点以外に、「これらの再生産を確保することを旨とし」といふことで、原料乳、指定食肉の安定価格についてはそういう規定が末尾についております。指定乳製品につきましては、上位価格、下位価格といふものをきめる場合に、末尾には、「これらの再生産を確保することを旨とし」といふ言葉は、第三条第四項の規定ではおいておりませんで、そういう意味におきまして、安定価格を原料乳または指定食肉についてきめる場合は、おのずから考え方がその点において違つてゐることとございします。こういう意味におきまして、先般暫定的に価格をきめた場合におきまして、そういう点がやはり議論されたわけでございしますが、「これらの再生産を確保することを旨とし」といふことを算定する場合に、どういふふうな価格算定の場合に考慮するかといふことにつきまして、何らかの方法で因子として考へるべきだといふ皆さんの委員会における御意見がございましたが、結論として、算定方式にどういふふうな具体的に入れていくかといふ結論を得られないうまま現在に至つておるわけであります。

○湯山委員 今局長の御答弁のように、指定乳製品については、これは安定下位価格しかないわけですが、これは原料乳及び指定食肉については、その安定基準価格といふのは「これらの再生産を確保することを旨とし」といふ条件がついてゐる。そうすれば当然、この畜産物価格安定法によつて基準価格がきめられる場合には、法律にその明記されておるわけですから、今の局長の御答弁のように、結論が得られないままに決定するといふことは、非常に極端な言葉ですけれども、そういうことをすれば、これは法律違反といふことになるのじやないでしょうか。

○森(茂)政府委員 先ほど、結論が得られないままにといふことを申し上げましたのは、別途この法律で設けられております畜産物価格審議会の委員の方々の間に諮問に対する答申の場合に再検討する、さらに検討を続けていくといふ意味で申し上げたのでございまして、われわれ政府事務局といひましたは、本来、この法律の趣旨に基づきまして、畜産物の価格が変動著しい、そして、ある周期を追いましてえらく下落したり、あるいはえらく高騰いたしましたして、畜産物の価格、生産の安定という意味におきまして不適当だといふことで本法が制定されておるわけでありまして、そういうことでありますので、安定価格のこの線につきまして、まず基準としての線をねらつて再生産を確保することを旨とするといふ条件を算定するかといふことで、委員会の審議では検討を続けようといふことになつたわけでありまして、私どもといたしましては、本法成立の事務的作業といたしまして、過去の二周期の市場価格を一ついたしまして、そうして変動係数のふれを三分の二以上に縮めていくといふ事務的作業をやりました。豚につきましては、変動係数は一六%といふことになつたものでございします。一に對して上下一六%、上の方の点につきましてはまだ価格決定に至つておりませんが、一六%といふもののふれに縮めていく、こういうことで作業いたしました。さらに再生産を確保するといふ点におきまして、一六%の下の線あるいは中心価格について検討を加へまして、再生産を確保するといふ因子を参照したわけでありまして、その意味におきまして、ただ過去の二周期なら二周期の変動状況の一に對して、そのもとに對して、一六%以外に、安定価格の基準価格を決定する場合に、プラス・アルファ

を加えまして二百四十五円という告示をいたしたわけであります。

○湯山委員 今局長の方から御答弁のありました変動の指数その他につきましても、これは当然審議会で議論になることだと思いますから、時間の関係もございまして、そういう点についてはきょうは触れないことにいたします。法律の条文をくすすなおに読んで、たとえば今の二百四十五円というものがこの条文に一体すなおに合致しているかどうか、こういう点についてお尋ねして参りたいと思います。そこで、当然だと思えますけれども、基準価格とそれから安定下位価格、これでは相当価格に開きがあるというのがまず常識ではないかと思えますが、これはどうなんでしょうか。

○森(茂)政府委員 第三条の第四項によりまして、安定価格をきめる場合に、原料乳と指定食肉については、「これらの再生産を確保することを旨とし」という言葉が、経済事情、生産条件、需給事情を考慮しという言葉のほかについてあります。従いまして、先ほど申し上げました通り、普通の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮してだけ定める指定乳製品の安定価格とはおのずからその点で性質が違うと思っております。

○湯山委員 それで、政府としては、枝肉について二百四十五円というのを今議論の対象にいたしますが、この二百四十五円が法律の精神は生かされておる、こういうふうにお考えなんですか。これは暫定的なものであつて、法律にきめられた、今局長の御答弁にありました原料乳及び指定食肉の安定基準価格、その趣旨に合致した価

格であるというふうに考えておられるのでしょうか。

○森(茂)政府委員 私どももいたしましては、価格審議会で算定方式の結論が出ませんでも、本法制定の意義にかんがみまして、かつ条文を忠実に執行するのが行政官庁の役目でございますので、今回きめまして二百四十五円につきましては、「これらの再生産を確保することを旨とし」という関係につきましては、先ほど申し上げた通り重大な因子として考慮いたしましたわけでございます。

○湯山委員 そこで、政府の方からいいただいた畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案の参考資料を見ていただきますと、その中の二ページに肉豚生産費というのが出ております。それによつて今の質問をさらに具体的に参りたいと思えますが、それで見えて参りますと、第一次生産費と第二次生産費、こういう二つの集計の場所がございます。政府のお考えでは、一体どちらを安定基準価格とお考えになっておられるのでしょうか。あるいは端的にそれそのものがずばりそうではないにしても、大体こういう考えだというものがおありになると思ひますので、それをお伺いいたしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 また価格審議会の審議の際のことを申し上げまして、本問題につきましても御意見なり御質問の参考にしたしたいと思います。安定価格をきめる場合にどういう算定方式をとるかということでございます。私どももいたしましては、生産費も生産条件として一つの意味のあることと

戸ということでございますし、本法立案の趣旨等にもかんがみまして、六カ年の周期におきまして二周期で豚の価格は変動しておる、こういう観点からその変動の範囲を縮めていくというところが基本的な本法立案のときの基礎になったわけでありまして、そのほかに「再生産を確保することを旨とし」ということがモディファイされて、先ほど申し上げている通りの法律の条文になったわけでありまして、その各構成メンバーのうちから、生産費所得方式をとるべしとか、あるいは消費の伸び等の生産、消費拡大、需要増大等も考慮してということと、私どもの算定方式等についての賛同をされたこともあるわけでございます。従いまして、政府が今回二百四十五円と決定いたしましたのは、過去の変動の平均指数を一つといたしまして、その上下の幅の変動係数一六%の下値が安定基準価格というものの基礎になりまして、それに再生産を確保するというのを考えまして、それよりもプラス・アルファの上というふうな、私どもは算定方式の検討をさらに続けるということでありまして、そういう算定をいたしたわけでありまして、従いましてただ一カ年におき

ます、かつ消費価格としては最高の三十五年のこの生産費につきましては、十分各因子内容につきましても検討いたしました。これ自身そのままだというところで、価格決定等につきましても考慮したわけではなかったものであります。

○湯山委員 「再生産を確保すること」を旨とし、というのは、今の局長の御答弁では、それに対してモディファイ

されたというような御答弁でございますし、一応検査されたものにプラス・アルファの形で再生産を確保することを目指し、そういう精神を加えていた。つまりこの条文のこの部分は、プラス・アルファであるというふうなことでございましてけれども、実は「再生産を確保すること」を旨とし、というのとは、そういう程度のものでなく、プラスされる要素ではなくして、むしろこの基準価格を決定していくための基本的な条件である。常にそういうことがその前提条件として満たされていかなければならない、こういう意味でこれは「確保すること」を旨とし、という表現になつておる、この解釈するが私は常識であると思ひます。そうして、そういう前提に立てば、この農林省の方でお願いいただいた肉豚の生産費、これはやはり再生産を確保するということから言へば、生産費を無視してこれと全然別個の立場で、再生産を確保する、そういう前提に立つた価格の決定はできないというのが私は常識だと思ひます。ただ技術的ないろいろな問題はあつても、そういう技術的な問題で根本精神を振りかえらうということは許されないとと思ひますけれども、そういう点についてはいかがでしょうか。

○森(茂)政府委員 第三条の第四項に関する問題でございますが、やはり価格審議会等の議論も考えます。かつ政府側の修正前の考え方にさらに「これらの再生産を確保すること」を旨とし、という修正後の因子を考えます。そういう場合におきまして、安定価格全体について、言いかえますれば、ある幅を縮めていくという場合に、安定

基準価格と上位価格の中心価格についてまず「再生産を確保すること」を旨とし、といつておるのかどうか、またそのすべきであるかどうか。下の方の安定基準価格についてどうすることが適当であるかという点について、特に審議会等の経緯につきまして、まんなの中心価格等について、かつ幅をできるだけ縮めていくという点について、大方の御意見がそこへ集中されたように思ひます。従いまして、「安定価格」云々と書いてありますこと、かつ価格安定の事業団が下値を支えるかつ消費関係において上値を押えるという根本的な意味合いのあるいはこれを縮めていくという根本的な考え方、そこへ「再生産を確保すること」を旨とし、ということになりますと、大体の今までの議論の、別途特別の審議会におきまして議論の再生産を確保することを旨とするという点につきましても、まんなの中心価格に議論が集中されたような感じがいたすわけでありまして、私どももいたしましては、さらに価格審議会も開かれることでございまして、十分御意見を拝聴して、法の趣旨に沿つて安定価格を決定して参りたいと思ひます。

○湯山委員 今の局長の御答弁は、非常に重大であると思ひます。と申しま

たしましては、だんだんと生産、経営
なりが安定した、また一つの経営の資
料が示された場合におきまして、今後
の行くべき法の精神に従って、かつわ
れわれ農業基本法の実質的な意味の達
成等から考えますれば、素畜費という
ことについて重大なる関心があるわけ
であります。素畜費は今度また繁殖豚
の生産農民の収益のもとになるわけで
ありますので、肥育豚あるいは繁殖豚
の両経営におきまして、これは両立
といえますか、両方とも十分な収益を
上げていかなければならぬ、こういう
意味におきまして、素畜費がいかに
あるべきかということ、繁殖豚経営
の場合におきまして完全に収益が出て
きますれば、農業基本法の精神にのっ

とりまして、その一労働報酬を都市労働並みに持つていく、こういう考え方をいたすわけであります。そういう意味におきまして、秦畜費というものを繁殖豚あるいはこれから生産される子豚を購入して肥育する肥育豚の農民両側についても安定していつて、そして

再生産が継続して行なわれて、肉の需要にこたえていく、かつ農民も手取りが十分である、こういうふうに移つていくのが農業基本法と合わせての考え方でございます。こういう意味におきまして、各生産の因子、特に子豚の生産費等については重大な関心を持つ

て、われわれは今後養豚経営あるいは乳牛の場合におきましてもそういう点を考慮して参りたいと存するわけであります。

○湯山委員　子豚についての御意見は確かにその通りだと思います。御が今

問題ではなくて、現実には事業団が買

い上げるその枝肉についてだけ問題にして議論をして参りたいと思うわけです。そうしないと、今のよう焦點がぼやけて参りますと法律の趣旨がぼやけてくると思ひますから……今申しましたように、どういふ算定方式をとられようか、あるいはどういふ要素をその中に盛り込んでみようか、ともかくも安定基準価格で買上げられるその価格というものは、再生産を確保するという条件を欠いてはならない、こういう原則はくずしてはならないと思ひますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

○森(茂)政府委員 そういう再生産を確保するという原則は、あくまでも堅持していくという考え方でございませう。

○湯山委員 今局長がおっしゃったように、過去の枝肉の年別の価格を平均したものを、一つはそれにいろいろな補正をしてきめていく、そういう行き方で行って、再生産を確保することができないような基準価格がそこに出た場合は、そういう価格は採用しないで、再生産を確保するものに訂正する、そういうことをなさるわけですか。

○森(茂)政府委員 再生産を確保するということについては、もちろんわれわれとして先ほど申し上げておる通りでございますが、この法律の制定当時あるいは現在におきます養豚あるいは乳製品等の生産に關しましては、長くかつ安定した事業として発展させていくという観点からであります。たまたま三十五年に具現した生産費は一時的現象でございまして、はなはだししく子豚が暴騰して生産が行なわれた

年度でございませう。そういう意味におきまして私どもは、長期に安定していき、そして需要関係も見計らつて、経済現象を円満にいたしますか、相關関係が安定して発展していく、こういう意味におきまして一時々の暴騰係数等をそのままとするということは、全体のバランスの上から適当でない、こういうふうな考えでおります。従いまして長期にわたつてどうかといひますと、先ほどそこの方へ脱線しては相ならぬとおっしゃいましたが、繁殖豚の生産費、子豚の生産費、子豚の販売価格がそれで安定していき、あるいはその子豚の目標価格というか、指導価格というものが形成され、算定されるならば、それを基礎にして、肥育豚で農民がなるべくふれがなしいに一定の収益を得ていける、こういうことを考えておるのでもございまして、再生産を確保するという点につきましては、私どもは先生と同じように十分安定した生産、需要等も見計らつて、ふれのないう、暴落のない安定というものを考えているわけでありませう。

○湯山委員 やはりよくわからぬ。あなたたちが長期にわたつて安定させていくというその考えはわからないこととはあるまいが、これは単にこの法律の運用あるいはもとと限定して言へば事業団の買上げ、そういうところだけで長く安定させていくのではないと思ひます。むしろ事業団が買上げるといふ緊急措置をとるのは、当面の価格をどうするかというところが焦點であつて、局長が言われるように、長い見通しのもとに立つて、あるいは経済事情とかあるいは需給事情とか、それから変動を少なくしていく、そういう

ことをこの買上げだけでやつていくこととするのだとすれば、それは誤りだと思ひます。そこで、私が今申し上げてゐるのは、特にその中の緊急措置としての買上げの問題だけを議論して参りたい、そういう意味でございませう。その点はやはりもう一度念を押すようですけれども、議論をそこにしつて御答弁いただきたいと思ひます。

そこでどうしても今の御答弁のうちに、それはどの時点でもうとも、どの地域でもうとも、とにかく再生産を確保する、それを保障するのだ、この基準価格というものは再生産を確保する、このことについては絶対にそれに欠けることのないようにするのだという確約、これが得られるかどうか、これをもう一度伺いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 安定価格をきめる場合におきまして、基準価格はもちろんでございませう、安定価格全体として、われわれといたしましては、再生産を確保すると法定されております通り、そういう点をねらつて、あるところのラインが再生産を確保することを一番先に考へるのか、それから経済あるいは需給事情の変動を、それを起點として求めるか。普通の生産費を基礎にして価格をきめるという場合といささか趣を異にして、法定の書き方が先ほどから申し上げております通りでございませう、その趣旨に沿つて忠実に価格をきめて参りたいと思ひます。

○湯山委員 安定基準価格の場合、今おっしゃつたように生産条件、需給事情というふうなこともあります。あるいはその他の経済事情というばく然たる要素も入つてゐるわけですから、しかし、それらを考慮していく中で欠くことのできないものは、「再生産を確保すること」を旨とし、ということがそのベースがなければならぬ、こういうことを考えますので、少なくとも安定下位価格、上位価格についての局長の御答弁、それはあるいは納得できるかもしれませんが。しかし基準価格の場合はいつていかなる場合といへども再生産を確保するという法の原則は割つてはならない、これが法律の趣旨だと思ひます、国会で修正されたいきさつもそうだし、それから農林省の方であつたら、それを政府提案として出されたのも、そこに趣旨がなければならぬと思ひますが、その点はどうかでしょうか。違へば違ふ、そうならそうと簡明にお答え願ひたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 だんだんと生産費調査も具体的となり、かつ持つていくべきといひますか、あるいは平均といひますか、この点を、まず生産費を参酌する場合についても、見るべきかといふ点もいろいろ論議される問題だと思ひます。かつそれぞれ年度によりまして、現在までの自由経済におきまして関係等からさる不安定な因子が特に子豚の価格であつたわけでありませう。そういう意味におきまして、各因子の取り方として子豚の生産費といふものを重視するといふことを先ほど申し上げましたが、これはやはり再生産を確保することを旨とするという意味から、かりに生産費主義をとつた場合におきまして、積み上げ作業として素畜費というものが重大な因子である、特にふれの多い因子であるといふことを申し上げたわけでありませう。さて安

定基準価格については、「安定価格は、……再生産を確保することを旨とし、」と書いてあります通り、それはもちろんそういう点で考えられるわけでありませう、先ほど具体的に申し上げました通り、中心価格について——中心といひますと基準価格と上位価格のまん中ではございませう、中心価格についてまずその点を考えて、そしてだんだん上下幅を小さくして、現在までのわれわれの関係をいたしましては、従来の幅を三分の二の幅に縮めて、一六％という数字が出たわけでありませう。毎年々々そういう決定された因子を考慮していきまして、しまいは一本価格になつていきまして、基準価格といひますか、上位価格といふものが一本にくつついてしまふ、だんだんにふれの因子の小さいものが入つていくから。そういう意味におきまして、中心価格を全体的にいつて「再生産を確保すること」を旨とし、という考え方もあるといふことを申し上げたわけでもございまして、われわれも十分こういう点は検討いたしまして、算定方式を確立して、かつ農家の養豚手法を安定さすといふことを十分考へていききたいと思ひます。

○湯山委員 まだわからないんです、今の御答弁で中心価格という言葉が、一つ法律にない言葉が出てきておるわけですから。安定下位価格、上位価格、それと安定基準価格、法律ではこの三つの価格が示されております。安定基準価格といふのは、特に事業団が直接買入れをする、そういう場合に「再生産を確保すること」を旨とし、というのがついた意味は、これは安定下位価格ではないんだ、上位価格でももちろんない。農家の生産を

定基準価格については、「安定価格は、……再生産を確保することを旨とし、」と書いてあります通り、それはもちろんそういう点で考えられるわけでありませう、先ほど具体的に申し上げました通り、中心価格について——中心といひますと基準価格と上位価格のまん中ではございませう、中心価格についてまずその点を考えて、そしてだんだん上下幅を小さくして、現在までのわれわれの関係をいたしましては、従来の幅を三分の二の幅に縮めて、一六％という数字が出たわけでありませう。毎年々々そういう決定された因子を考慮していきまして、しまいは一本価格になつていきまして、基準価格といひますか、上位価格といふものが一本にくつついてしまふ、だんだんにふれの因子の小さいものが入つていくから。そういう意味におきまして、中心価格を全体的にいつて「再生産を確保すること」を旨とし、という考え方もあるといふことを申し上げたわけでもございまして、われわれも十分こういう点は検討いたしまして、算定方式を確立して、かつ農家の養豚手法を安定さすといふことを十分考へていききたいと思ひます。

守っていく、そういう趣旨を取り入れて、こういうものがきめられたので、従来なかつた。安定下位価格じゃ不満足だ、不十分だというのできめられたわけですから、安定基準価格は今私が聞いておりますと、局長のいう中心価格、こういうものに近いものではないかという感じがするわけです。しかしこれは抽象的な議論ではどうにもならないと思ひますから、二百四十五円なら二百四十五円、あるいは大阪の二百二十円なら二百二十円、こういうものをきめる場合に、生産費は幾らである、今の資料でいたしておるこういう形の積み上げ方式による生産費は幾らであるというものがわかつていなければ、これが再生産を確保する価格なのかどうなのかという判定は、式が幾らよくできていても判定がつかないと思ひます。そこで、今度の豚肉の基準価格決定の生産費というのは、一体どういうことになっておるのでしょうか。

○森茂政府委員 今回の豚肉の価格決定に際しましては、生産費指数というものを因子に入れた上で、先ほど申し上げました通り中心価格というものを上値に修正いたしまして決定いたしましたわけでございます。生産費がどうなっておるか、こういう点につきましては、十分生産費の各項目の条件につきまして、物価等この生産費の各項目の経費が上がつておるといふ因子は十分参酌したわけでございます。

○湯山委員 私は具体的にお尋ねしたいと思ふんです。今度の二百四十五円決定の生産費は一体幾らか、金額で一つ。たとえば資料にありますように生体百キロ当り幾ら、第一次生産費が幾らになって、第二次生産費が幾ら、あ

るいは普通九十キロぐらいですから、九十キロの肉豚ではこれくらいになっているわけですが、そういう具体的なものをもちまして示し願ひたいと思ふんです。それがなければ二百四十五円が生産費を保障しておるかどうかという判断ができないと思ひますか。

○森茂政府委員 お尋ねの点は、今度の価格決定は、生産費を自己を基礎にして、生産費を幾らに見たか、こういう点でございますが、そういう趣旨では、三十五年の畜産がえらぐ暴騰した一時的な、六十六戸程度の生産費調査がございまして、そのものずばりを算定したわけではございません。従いまして二百四十五円は生産費について、生産費の点から見ればどうなるかというところは申し上げられませんが、二百四十五円について豚豚が幾らで、飼料代が幾らで、そして積み上げ作業をしたかという点でございますが、そういうことになりまして、法の規定ではそういうことになっておりませんし、価格審議会等におきましてもまだ結論を得ておられませんので、そういう意味でお答えを申し上げますわけでありまして。

○湯山委員 非常に重大な御答弁が重なりまして、私も実は戸惑つておるくらいです。再生産を確保するといふ場合に、この価格で生産費が補償できるものかどうかという見当がなければ、再生産が確保できるかどうかということの判断がつかないと思ふので、それを、そういう作業をしないので、局長が言われたように再生産は確保するのだ、そういう精神でやるのだとおっしゃつても、これは全く実体的

なものであるのではないでしようか。しかも生産費といふのはこういうふう計算してこういうふうに出るのだという、これを農林省が知らないし、われわれが別な方式を採用しておるなら別ですが、農林省でもちゃんと生産費といふのはこういうふうにして出すのだ、第一次生産費はこうであつて、第二次生産費はこうだといふちゃんと農林省としての考え方は明らかになつております。そうすれば今度の二百四十五円といふものが、こういう計算である場合にどうなつていくのだといふものがなくて、一体再生産を確保することができ、できない、こういう判断はどこでされるのでしょうか。それはたとえば今おっしゃつたような抽象的な統計学的な正確さはあるかもしれませんが、それは農家は一向わかりません。私もこの法律を審議する過程でも、やはり再生産を確保するといふのは、従来米麦等についてもとられておつたような、ともかくもこれで幾ら要る、これに幾ら要る、そういうものを積み重ねられたもの、それは保障される。子豚の値段にしても、えさにしてもあるいは労働にしても、それらのものが保障されなければもういやになつて豚を飼うのはやめるわけですから、そういうことにならないようにはするのだという、そういう条件がこゝで法律で保障されている。そこでみな一応安心しておつたわけですが、ところが出てきたものはどうかというところ、プラス・アルファをしたのだということですから、これも、なぜプラス・アルファをしたか、一向明確でない。それではプラス・アルファをすれば再生産が確保でき

る、生産費は少なくともこういうふうな補償できる、そういう資料も持たないで、ただそうするつもりだ、それはしなければならぬ、これだけでは私は全く法の精神を無視したやり方じゃないか、こう思ひますので、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○森茂政府委員 「再生産を確保することを旨とし」ということを安定下位価格算定の場合にどういう方法で取り入れていくかということが問題であるわけでございます。湯山委員のおっしゃいますのは、三十五年で六十六戸の豚の生産費があるから、これを各因子にいろいろ検討して、そしてそのものずばりを見るところとは別ですが、四十五円に關連しておるかという御質問でございますが、私どもの「再生産を確保することを旨とし」ということで、二百四十五円を決定した因子をたしましては、過去の三十年一月から三十六年の十二月までの平均価格を出しまして、それを一とした場合に、その一について生産費各項目の最近の最近といふと、決定当時は三十六年の十、十一、十二月ですが、過去においてその因子の物価が上がつておりますので、そういう生産費の各項目について検討した結果、一が約一一〇といふ指数になりましたので、一を約一一〇に修正いたしましたので、算出の方式といいたしましては、いかにげんにきめたのではなくて、そういう方式で価格算出の方式についてはさらに検討しようという中途の過程でございまして、われわれといたしましてはそういう生産費指数をとつて一を約一一〇、だから約一〇〇%ですね。約一〇%上値

○森茂政府委員 子豚を著しく高く買った状況、たとえば六十六戸の平均等を見ますれば五千六百円になるわけでありまして、そういう経営の關係では二百四十五円では利得といふものは得られない、これは考えられるわけでありまして。

○湯山委員 そうすると、実際は二百四十五円では損をしてゐるところもある、こういうことは言えるわけですか。

○森茂政府委員 私ども各実態について検討しまして、子豚の値段を相当に高く買つておるといふ場合においては二百四十五円では引き合わないと思

に取り上げてまして、そうして変動を、過去の三分の二にしていくということに変動係数一六をとつて安定価格を決定したわけでありまして。そういう意味におきまして、上がった生産費の因子といふものを取り入れて再生産を確保することをやつていく、こういうわけでありまして。ちなみに、お話の通り畜産等では子豚一頭当たり平均五千六百円ですが、そういうことになりまして、子豚の生産費等を考える場合には、やはり繁殖豚業者も肥育豚業者も安定したことで考えていくべきではないか。そういう意味におきまして、生産費調査も各規模別に普遍的に完成していくならば、だんだんと整理された算定が出てくるのではないかと、こういうふうな考えるわけでありまして。

○湯山委員 それじゃ角度を変えてお尋ねいたしますけれども、かりに二百四十五円で買い上げられて、それを売った農家はどうかですか。今の状態ではもうけつてゐるのですか、損してゐるのですか。

○森茂政府委員 子豚を著しく高く買った状況、たとえば六十六戸の平均等を見ますれば五千六百円になるわけでありまして、そういう経営の關係では二百四十五円では利得といふものは得られない、これは考えられるわけでありまして。

○湯山委員 そうすると、実際は二百四十五円では損をしてゐるところもある、こういうことは言えるわけですか。

○森茂政府委員 私ども各実態について検討しまして、子豚の値段を相当に高く買つておるといふ場合においては二百四十五円では引き合わないと思

います。

○湯山委員 そこで、この問題についてはこの程度で終わろうと思ひますけれども、今までの局長の御答弁を総合して参りますと、今の安定基準価格では損をしている人もある、つまり完全に生産費を補償されていない者もあるというところが一つ明確になったと思ひます。それからもう一つは、算定の中で生産費というものが幾らであるかというところが明確にされていない、こういう点も第二番目に明らかにしたと思ひます。そういう前提がどこにあるかという点、あとで修正になりました。再生産を確保するというその条文の解釈、その適用、そういうところに非常に問題があるようです。しかし、この問題はきわめて重大な問題でございしますから、私はこれで了解したというのではなくて、今ここで局長といひる質疑を重ねて参りましたも、これ以上進展しないと思ひますから、この点については、大臣がお見えになったときか、あるいはその他の機会になお明確にする機会を得たいと思ひます。

○森(茂)政府委員 中央卸売市場の所在地におきまして、事業団がいざという場合に買入れ入るといふ規定になつ

ておりますので、中央卸売市場の、その規定における価格をまず告示するという点に相なるわけでございします。その場合に、価格形成をどういふふうにかねるかという点につきましても、それは制度が完備して、集荷統制が完全に行なわれた場合におきましては、事業団でプールのして、市場価格が崩落した場合に押える価格として採用するといふ考え方もあるかと思ひます。現状におきましては幅を縮めていく、幅については再生産を確保していく、こういう法律の趣旨でございしますので、かつ今度政府が畜産界始まつて以来の政府価格を決定する段取りとなつたわけでございします。従来の価格形成の因子は、生産地とあるいは生産量と需要量、その地における消費関係等から反映された価格が中央卸売市場で形成されて参つたわけでございします。私も、現在の経済条件、需給・消費状況からいひまして、過去の變動指数等の比率をとるのが畜産経済界の、特に豚の肉の需給・消費関係からいひて、経済関係をスムーズにしていく、こういう意味からいひて、過去の現出した価格そのものを基礎にいたしまして、そうして市場価格を基礎にいたしまして決定した次第であります。だんだんと機構が充実していきま

として、生産者団体の共販体制が確立していつて、そうして事業団としても内容が充実していきますれば、考え方として消費地を一本にする、買入れ価格を一本にするといふことが考えられるわけであります。さらに進んで、もっと機構が充実し、民間の自主販売体制が確立した場合におきましては、最低価格といふものは、てこ入れ価格

といふものは庭先といひますか、産地でむしろ一本にするといふ考え方が、さらに発展して出てくるものだと思ひます。一番確実に安定するといふことになりますれば、庭先といふかそういうことになりますれば、少なくとも産地が一本になるという形で、幅が狭くなればなるほど経営を安定させる意味において、事業団あるいは協力団体が充実してきますれば、そういう考え方が当然指向される方向だと考えるわけであります。

○湯山委員 今の御説明は御説明として承つておきますけれども、私がお尋ねしているのは、いよいよ政府の買上価格が発表になるといふ前日か前々日だったかと思ひます。ここで参事官の方から、大体今の局長の御答弁と同じ内容のようなものがごく簡単に説明されました。そこで私は、それは一応現状に立つた考え方としてはそうかも知れないけれども、しかし事業団が一本でそういう作業をしていく、そういうときに、今のようには地域別に格差を設けるというところをすれば別な問題が起つてくるというところを申し上げて、重ねて、では大臣の見解はどうなのかとお尋ねしたところが、大臣は、いや一本で、地域差は設けられない、とはつきりこ

の正式な買上価格、基準価格といふものは一本にする、こういうことなのか、そういう答弁でなければ、今の御答弁ではまた逆戻りしただけのことであつて、一体その間で、あれだけ明確に大臣がこゝで答弁したことがどこへいったかわからなくなるわけです。だからその点はどうか、この点だけ御答弁願ひたいわけですが。

○森(茂)政府委員 中央卸売市場におきまして価格を一本にするということになりますと、具体的に価格自身の数字が同じ数字になるということになりまして、各市場の市場といひますか、経済圏といひますか、それら等も勘案して、そうして一本の筋を引くといふことになるわけであります。そういう意味におきまして、われわれが算定した数字を経済圏なり消費状況なりによつてウエイトをかけたもので、そうしてただいま中央卸売市場の価格では大宮、横浜が二四五で最高になっておりますが、その最高の数字がある程度ダウンされて、そして何といひますか、全体の市場価格としてのプール作業といふものがなかなか行なわれにくい現在の経済の実態から、また豚肉需要の状況から、これを、かりに今出ました数字をわかりやすく申し上げますれば、二二〇をどのくらいウエイトをとるか、福岡の二二〇をどのくらいウエイトをとるかといふこと、名古屋と横浜と大宮の二四五をどのくらいウエイトにとつて、そうして結果として二四五より下で、福岡が一番下値の二二〇よりも上値、こういうことになりまします。それらの点につきましては、農民関係、地域差関係に響く重大な関係もございしますので、期間が非常に

に短かつたものでございしますから、私ども中央卸売市場価格を算定する場合にできるだけの取引関係、経済の流れ、消費関係といふものに混乱を起さないといふことをまず考えなければならぬわけでありまします。相当多数の農民が生産費が割れておるといふ際に、またそのところの指数をさういうたウエイトで、生産団体の共販体制も確立しない場合に、プールして係数をとるといふ作業がでにくかつたわけでありまします。私もいたししては、今後その中央卸売市場の価格差をどういふふうにかねたらよいのか、価格審議会もございしますので、十分識者の意見等も聞いて経済の流れを乱さずに、かつ農民の出荷関係等も、たとえ九州等は相当芝浦に着いておる生産体系でございします。そういう意味におきまして、芝浦等の中心付近が下値になるといふことを特におそれているわけでございます。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕
そういう意味におきまして、あらゆる因子を検討した上で大臣もおっしゃつた理想的な何といひますか、どこへ行つても事業団が買入価格は一本だといふことは、十分検討いたしたいと存じます。

○湯山委員 検討じやなくて大臣ははつきり差別はつけない、地域差はつけないといふことを言い切つておるのです。これは将来の問題ではなくて、今度きめるときにそうだといふ答弁をしておるのです。これは局長はその答弁を聞いておられないのでしょうか。
○森(茂)政府委員 もちろん湯山委員の発言の点については、私も直接出

ておりません、別の会議に出ておりましたが、十分検討いたしましたし、大臣とのお話の資料等の点も十分検討した結果、やはり現状の作業としては一本価格を出す、これはやはりオフィシャルの価格でございますし、単なる市場価格でもございませんで、各産地の取引関係ができるだけ乱さないということも十分考慮いたしまして、特に需要の多い関東地方の相場——相場といいますが、安定基準価格を下げないという趣旨で、そういう御意見を大臣は申し上げたということも伺っておりますが、むしろ、やはり農民生産あるいは市場の経済状況を乱さないということ、気持はできるだけ価格差のないように考えたわけでござい

ます。

○湯山委員 局長の御答弁は抽象的にはわからぬことではないのですけれども、そういうふうなことを考えながら実は芝浦からは買い上げしない。芝浦では二百二十円に下がりそう、こういう状態でしよう。こういうことをほらうっておいで地域差をつけたことに幾らりつばな理屈をおつけになつても、それは何にもならないと思うのです。

むしろ問題は流通機構そのものにあるわけで、それをこの際克服していくために、やはり英断をもつて一本ではない、もちろん湯はぎ、皮はぎの区別はあつてもいい、私はそれを言うのではない。それは地域差ではなくて質的な差ですからその差はあつてもいいと思ひます。しかし、とにかく大阪、福岡、広島、こう区別つけてやる必要がどこにあるか。そういうことを一方で

はおるのを大宮に持つていったりなにかしてやるようですが、それで思うようにいってない。それで一体いんどうしようか。何かやっておられることが、理屈は理屈、現実にはそれと全く別のこととをやっている。それはいかぬと思うのです。約束は約束として、私も心配したのはそういう点なんです。から、それをやはり指導的立場に立つて克服していく、そのためには価格一本でなければならぬじゃないか、こう言っているわけで、それは生産費なんかにしても、豚なんかの場合は、米なんかよりはよほど生産費の差等というのはいさなないでしよう。山田の小さなんぼをやつていふん努力をかけている場合と、広いものとの生産費に比べれば、豚の生産費というのはそれほど差はないと思う。それを一本にしてやるといふ、それが私は行政面からいへば正しいのであつて、過去の実績あるいは状況をこわさないように、そういういながら中心の芝浦から買わない、いろいろ問題があるのはわかりますけれども、そういう行政でいってほんとうに安定できますか、どうでしょう

か。

○森(茂)政府委員 何しろ豚の値段もオフイシャルに決めるということが今回初めての措置でございます。私どもといたしましてはいろいろ取引の流れ、消費の流れ等もございしますので、一本価格を考える場合におきまして、各生産地の取引といひますか、御意向といひますか、十分伺つて、経済をスムーズに動かしながら下値をささえていくということを考えておるわけでありませう。湯山委員のおっしゃる点は私どもとして、行政措置としていろいろ別の観点から考えますれば、十分尊重すべき御意見だと思ひます。そういう意味におきまして、私どもは現在の消費の流れ、取引の流れ、かつ生産者団体の御意向等も十分伺つて、初めのオフイシャル価格の設定でございます。したもので、まず市場の反映の力ということとそれ自身をこの算出の基礎にいたしたわけであります。十分御意見のほどを参考にいたしまして、やはり経済の関係を乱さないということとを頭に置きまして、そういう点は常にいろいろの御意見も伺ひまして、価格決定のやり方等について異論のないようにいたして、納得のいく行政をやつていきたいと思います。

○湯山委員 今のお話は今度の審議会等を通して、やはり基準価格についての地域差というものは撤廃の方向に努力する、こういうふうな受け取つてよろしいのでございましょうか。

○森(茂)政府委員 私どもの考え方としては、基準価格を決定する場合に、できるだけ産地が、要するに産地の手取り価格がどつちに出してもできるだけ合、どつちに出しても——こつちに出せば不利だとか、あつちに出せば不利だということじゃないやうなことを希望するわけでありませう。こつちへ出せば損だとか、あつちへ出せば得だとか、そういうことでないのだから、やはり一番生産者の安定になるのだと思ひます。そういう意味におきまして、市場価格は需給経済状況を反映していき、そういうことで形成されておるわけでございますので、それと二つの見合いということにならうと思ひます。そういう意味におきまして、結論的にいひまして、中央卸売市場の価格が必ずしも一本であるべきかどうかというところもつとやはり——農家の側、生産地の側からいって、そういう点はよく考えて、基準価格以外の価格が形成された場合、いひますれば、安定事業団の活動が十分にいきまして、相当枝肉について上値が出た場合におきまして、その取引関係が同じである、安定していつて、きょうはあつちへ出して、次はこつちへ出すというこじやなくて、鹿児島地方、宮崎地方でも、一定の特別の貨車等も準備して、常に鉄道と確約を出しておる状況でございませう。そういう意味におきまして、基準価格よりも上値にいつた場合においてもやはりそういう流れに継続されていくということが好ましいと思ひます。非常時だけはこつちへ出してということとやなしに、そういう点を考えますれば、生産者団体の御意向も十分伺わねば、はたして係数としてその数字を合はしていくということがどうかと思ひます。われわれといたしましては、できるだけ基準価格を上値で、そして、いわゆる中心価格以上に豚の枝肉の価格が張つて形成されていくということが望ましいのでございませう。で、正常形態といひますか、現在の暴落時とやなくて、正常形態に帰つた場合におきまして、豚肉の枝肉がコンスタントだ、その取引関係が同じである、こういうふうにいひませんと、生産者の方も安定して参りませんで、湯山委員のおっしゃる点も十分よくわかります。そういう意味におきまして、十分検討させていただきます。

○湯山委員 ただ、ここで委員長にも御了解願ひたいのは、今の局長の御答

弁はかりに納得できたとしても、大臣の答弁とは食い違つてゐる、つまり内部が不統一だということだけは見えると思うのです。そこで、この問題についても留保したいと思ひますから、一つ委員長においてそのようにお計らい願ひたいと思ひます。

それから、その次にお尋ねしたいのは学校給食の問題、これは三十六年度も九億の予算に対して五億程度しか実際はなま乳が給食に使用されておらないということです。

〔秋山委員長代現退席、委員長着席〕

三十七年度は大体六億くらいを見込んでおるけれども、実際は四億くらいになるのじゃないか。下半期は給食するかもしれないが、上半期はやらないというのですが、この学校給食に対する考え方は、従来、学校給食に対する考え方は、当初の発足は食生活の改善ということであつたと思ひます。食生活の改善という立場で食管の中から小麦の補助等も出ておつたのが、学校給食は教育の一環である、こういうふうな考え方を政府が変えて参りました、そこで従来食管にあつたものを文部予算の方へ移したわけですが、小麦粉に対する補助は、そして、それからまた食管の方へ払い込まれるというやうな形をとつたと思ひます。今度なま乳の場合は、今度は余つたのを学校給食で処理してもらつたというやうなことで、余りものを飲ませるといふやうな形をとつておるのですけれども、一体学校給食というものをそういうふうにかんがえていかうかという問題が一つあると思ひます。それともう一つこれについての大きい問題は、計画が立た

ないことです。三十七年度に大体事業団の方から十億の中でどれだけ見られるのかよくわかりませんけれども、倉成委員に対する御答弁では、何だか六億ぐらい、四億ぐらいとかいうことでしたが、ただこれがいつどうなるかというところは全くわからない。農林省の方の割当てが県の方へいって、県の方から乳業者の方へ通知がくる。それが非常におそいために、従来非常に困った例がたくさんあります。政府が直接手をとってやっておって、なおかつそういう事態が非常に多かったのですが、事業団でそういうことの円滑な運用がはたしてできるかどうか、これは一そう心配だと思えます。そういうことになると、結局生乳の学校給食への利用ということも行なわれなくなってしまうのではないかと心配がありますので、その二点についてどういふうにお考えか、お伺いしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 学校給食の生乳の供給の問題でございますが、結論から申し上げます、やはり安定して、そして全学期を通じて一定量が配給されるということが望ましいと思ひます。本制度の起こった過去及び実行の経緯にかんがみますと、これが悪い言葉でいいますと、不安定配給になっていく状況でございます。これはやはり文部当局とも十分相談いたしまして、現在、生乳の生産、市乳の需要が旺盛でございます、そうして遺憾ながらわざわざ外国から粉乳を入れる状況でございますので、一方において消費者にできるだけ安定した価格で配給していこう。こういう態勢ではちよつと安定した措置がとりにくいと思ひます。

は思ひますけれども、それはそれで生産の確保、増加等に努めることといたしまして、できるものなら、私たち学校給食それ自体の責任庁ではございませぬが、方向としてはそういうことであるべきだ、そうなりますと、特に予算確保においては、児童をあくまで保つておいて、畜産振興というよりも、むしろ一つ違う強い因子があるべきだと思ひます。私も寡少な予算で、先生方の御激励を受けて予算獲得に努力している際でございますが、需給状況等の関係から、やはりこれらの実施について常に大蔵省と連絡する事項の一つになつておるわけでございします。そういう意味におきまして、需給関係、従来の経緯からいいますと、予算の趣旨として需給関係ということが強くうたつてございしますので、こういう過去におきまして、たとえば三十六年度では九億の予算を確保された関係がありましますけれども、需要に対して供給が即応しない関係から、一学期の一部、それから二学期の一部、三学期の一部というふうなことで、約十一万石でしたか、総額にして四億程度で、五億は予算が返還になったわけでございします。この畜産振興費の足らない際に五億返還することは非常に遺憾でございますが、今後の行き方としては、別途の観点から強く文部当局等で立ち上がったことなれば、私の方の需給調節もさることながら、別途の意味の重大な消費促進、それから将来の中堅たる国民の栄養という観点等から言ひまして、別途の観点で強く別の制度として確立するべきものだと思います。ただ、現状といたしましては、そういう

関係でありますけれども、一定の予算を確保して、そうしてそれが使われずに返還になるというものは、われわれといたしましては、畜産振興費が腹いっぱい十分だという状況ではないのでございまして、そういう意味から言ひまして、過渡的な状況としましては、そういう制度が文部当局の制度として確立しない間は、われわれとしては所定の量は交付金としていたしまして、そして需給関係がそうではない、学校給食等の事態ではないという場合につきましては、ほかの畜産振興費にその金を活用して参りたい、こういう考えでございします。

○湯山委員 今の御答弁から心配なのは、交付金はできるだけ残した方が事業団としてはほかのことに使えていいわけですね。学校給食の補助で出せば出しきりです。学校給食の補助ではないわけですね。そこで事業団の事業として学校給食の補助をするということになると、できるだけ少なくして、十億なら十億の中の二億か三億を出す、そうしてあとは何とかほかの方に使つていこう、こういうことになるおそれがありますし、それから従来も円滑にいかんかったのが一そう円滑になつてくる、そういうことになる、これは児童生徒に対する精神的な影響も大きいと思ひます。今牛乳の値がだぞというふうなことを言うのもどうかと思う、給食するときに、もうだぶついて余つておるので困つておるのだ、それで給食に回つたのだという言ひ方も、これは教育の上では困ると思ひます。ある一定のベースを学校給食に確保するというようなことも、今

局長のおっしゃつたようにやらなければならぬけれども、事業団にこれをやらすということになると、従来よりもっと消化率が減少すると、円滑性を欠くおそれがある、それについてはいまだ指導を厳重にやつていただけなればならぬのではないかと、現に下半期にならないという心配な要素を含んでおると思ひます。そこで、やはり下半期といわないで、なるべく早くやつて、昨年の実績くらいは学校給食に出すという努力が払われてしかるべきだと思ひますが、どうなんですか。

○森(茂)政府委員 私どももいたしましても、理由がどうあるかというものは、結果的に中途半端なやり方というものは、やはり学校給食だけの部面からいくと、非常に適当でないというふうな考へております。そういう意味におきまして、いろいろわれわれとして需給関係とかその他の点がございしますけれども、需給の見通しというものもまだちゃんと整備されて参つておりますので、また配給する場合でも主として中小メーカーの乳業者が学校給食の事業に当たつておるといふような、やはりわれわれ農林省自身の、産業自身の安定というところもございしますので、なるべく見通しは早くつけて、そうして、おっしゃる通り悪い言葉で言へば余りものというところになつてしまひますが、安定した、あつてないような計画を、具体的な実施の場合には立てて参りたいと思ひます。だんだんと指導する各都道府県の側もなれてきておりますし、一方において湯山委員のおっしゃる通り、中小企業ばかりでなく、

制度的な意味においても県庁等では重大な関心があるものですから、私どもといたしましては両方兼ね備えて、つらい立場にあるわけでございしますけれども、御意見のことはよくわかりますので、行き違ひのないように十分努めて参りたいと思ひます。

○湯山委員 委員長にまたお願いしておきたいのは、今の局長の御答弁は大へん私も満足できるような御答弁ですが、問題は基本的な態度として一つは文部省側にあると思ひます。ことに今度法改正の中で、学校給食というものが出ておりますので、どなたかの御質問のときにでもつけようですけれども、ぜひ文部大臣の出席をこの審議中に委員長の方から要請していただいて、学校給食についてのことを質問したいと思ひますから、一つお願いいたします。

最後に、これは法律案と直接関係はありませぬけれども、価格とは関係がありますので、簡単に尋ねたいと思ひます。先般、香川県で、農林省の高知の種畜場から初光号という種牛を香川県に貸与いたしました、それから精液をとなつて千頭余りの雌牛に人工授精を行なつたわけですね。それから生まれた子牛に白い斑点のあるものが大体四十頭近く、今県内に残つておるのが二十七、八頭ですけれども、ほかへ行つたものもありますから四十頭ぐらい白斑のある種類が生れました。ところが、農民の方も知識がなかったのと、御存じのような家畜の取引状況のために、相対取引のために、それぞれそういう子牛の場合も、斑点のあるものは買ひ

たかれました、数万円から四、五千円程度の損害を受けたのが相当件数ございます。そこでそれについて農民の側から、県の方から世話を受けたので、県の方で賠償あるいは損害の補償をしてもらいたい、こういう申し出がありました。県の方としては、賠償とか補償ということではできない、ことに法的には何の間違いもないことだからというので、多少問題になっておりました。ただこの件については、農林省の方もすぐにかわりの牛を送っていただくし、初光号は廃牛というか、それを廃止した。高知の場長さんの方は、すぐ香川県の方へお呼びに行っていたらいいおし、その間に別に手落ちがあったとは思いません。農林省の方も善意でよかれと思つてやられたことだし、香川県の方でも善意でやりになったことだし、農民の方もまたそういうことを予期しておつたとは思いません。だれが悪いということはないわけですが、ただ残念なことには、そのしわ寄せが、みんなの善意の中から生まれた、そういう災難のしわ寄せが、結局子牛を安くたかれたという農民だけにかかっている、こういう事態は何とかならないだろうかというので、私も話をしますし、農林省の方からも話をしたい。県の方では、確かにどこにどうという手落ちはないけれども、ただ農家の人にそういう損害を与えるということとは忍びないというので、損害賠償とか補償という形ではなくて、別途にそういう損害をかけるような措置をとっていただきた。この計らいは私は大へんはつこうだつたと思うのです。そこで、ここでお尋ねして御善処願

たいことは、今後人工授精が大幅に実施されるということになると、よほど種牛というものの精選が必要ではないか。ことに聞いてみますと、初光号はシンメンタールという本来白い斑点の出る系統の牛であつた。そういう種牛を使えば、当然隔世遺伝なりあるいは劣性因子であつても、それを誘導する因子があるものに、つまり雌牛のいかによつては出るおそれが皆無だとは言えないと思ひます。そうすると出た場合の指導、肉牛としてはあるいは役牛としては、これはちつとも影響はないのだというような事前の指導も必要だと思ひますし、あるいは市場方面への指導も必要だと思ひますし、さらに人工授精で多量にやつていけば、こういうケースは今後も出る可能性はないとは言えないと思ひます。そういう場合に、いつも農家の方が、今度のように農林省なり香川県の方が、非常に行き届いた配慮をしていただければいいのですけれども、必ずしもそういうことを全部に期待することができないといひますと、これは種牛の選定なり、場合によつてはそういうものが出てくる場合の措置、そういうものについて何らかの対策がこの際必要ではないか。昨年この前の法律審議の過程では予期していなかつた事態がもうすでに起きておるわけですから、このことも価格にも影響がありますので、このようにお考えなのか、御答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 お話の通り、農林省も県もまた農民も善意で繁殖をはかつたわけでございます。いろいろ血統として御注意もありましたので十分調査をいたしましたし、さらにわれわれとして、ほかのものについてそういう現象がないか、いろいろむずかしい問題ではございますが、トレースをしておるわけでありまして、特にお尋ねの県では、民間におります牛とその精液とがたまたま結びついて出ている。そうするとやはり民間の牛等について調査を進めていかなければならぬ、こういうことになるわけでありまして、結論として現在の措置をいたしましては、今後の精液の採取のもの牛等についてもっとトレースを先に進めていくということとはもちろんでございますが、現在の奨励の制度としてみんなが善意に努力しても、今の状況の範囲で最大限度にしても、そういうことが起きた場合という問題の処理であります。白斑は特別に肉牛として悪いとは価値として考えられないわけですが、いづれにしても市場価格が安い、こういう現象でございますので、みんな善意で努力してやつても出た場合どうかということになりますと、やはりそれはそれなりで普通の牛が出た場合との価値の差は何とかしてやらなければならぬ。何とかしてやらなければならぬということになりまして、国が県、こういうことになりまして、現在の制度としてはございせんが、われわれとして繁殖上における善意の場合の処理というものを、お話のようにやりくり算段してということでもなく、財政当局とも相談いたしまして、これはまあ例、最後の押えというところでございまして、ちよいちよい発生するようでしたら現在の精液の制度の、行政官庁が悪い制度が悪いのか、どちらが悪いということになります。まれば例は気持よく扱つていく、そしてそ

いうことでござんたが起きないというようにしなければならぬので、お話の通り制度としてまれば例でございまして、直に御納得のいく方法で、やりくり算段というところでなして検討させていただきますと思ひます。今この制度で財政当局と話がつかつたという過程ではございせんけれども、お話の趣旨よくわかりましたので、まれば例でございまして、そういう場合の救済関係は御趣旨に沿つて早く具体的制度として置いておくようにしたい、こう考えております。

○湯山委員 では、ぜひそういうよう願ひいたします。これで終わります。

○野原委員長 午後一時より再開することいたします。

午後一時四分休憩

午後一時二十六分再開

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。倉成正君。

○倉成委員 先回の質問に引き続き御質問を申し上げます。先回は、畜産物価格安定法の一部改正と関連しまして追加された業務の中に畜産の振興に関する事業というのがあります。その畜産振興の事業、事業団の事業と政府公共団体の行なう事業との関係、あるいはその相違点というものが必ずしも局長の御答弁では明確でございませんでしたので、この際、いまだその関連性、あるいはその相違点、

なぜ政府その他が行なうべき畜産振興の事業を事業団で補助しあるいは助成するかというところをお答えいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕

○森(茂)政府委員 国の行ないます畜産振興費をいたしましては、現在政府において家畜の改良増殖あるいは家畜衛生対策、自給飼料の増産等、各方面にわたつて予算を確保することを努力しております。今後におきましてこれらの施策、予算並びに行政施策を一そう拡充するために必要であれば立法措置、あるいは予算措置でできることにつきましては特別の努力を払つていくことはもちろんでございます。そういう意味におきまして、現在の畜産界の状況では国の予算あるいは必要制度の樹立という意味で、まだまだ必要によつては立法措置を必要とする問題もあるわけでございます。今回一億の制度を交付しまして、事業団に十億の交付金を交付しまして、そして事業団の事業につきましても畜産振興に資する事業をやつていく、こういうことでありますが、その二つの問題の関連をいたしましては、やはり国の予算を中心として畜産振興をはかるということでありまして、この交付金は、特に中央競馬会法第三十六条の規定等もございまして、特に一定額を必ず確保していただく、こういう意味で、予算措置に加えて交付金制度を設けて、そして国あるいは都道府県の行政、あるいは予算措置をそれに上積みし、そういう意味で国の予算は、直接あるいは地方公共団体を通じて強制す

ることが適当な事業は、事業団の助成対象事業として取り上げない。むしろ民間におきまして、そして自主的に活動を促進されるという意味におきまして、民間におきまして畜産振興に資するための事業を助成、育成いたしていこうというものであるわけでございます。

○倉成委員 畜産を助成していくというわけですが、国の事業と明確に區別がつかまいようか。

○森(茂)政府委員 国の事業と明確に區別がつかまいようかという事でございしますが、私どもといたしましては、できるだけ国の予算措置を中心として、かりに補助、助成する場合におきましても、予算措置を講じていくという考え方でございます。

〔秋山委員長代理退席、委員長着席〕

具体的な予算措置といたしましては、この交付金というものは一つワクをとって交付しておく、こういう意味におきまして、上積的な考え方でございまして、これは国あるいは都道府県の予算が生きていくという意味において、それを、並行して補充的な意味合いでありまして、使っていく。こういう意味におきまして、従来とておりまして、交付金を移していくという考え方はございせんけれども、情勢によつては予算措置で行なわれておらなかつたものにつきまして、年度間に、機動的に——これは筋としては臨時国会を召集して特別に予算が補正されるという以外、場合によつては機動的、弾力的にこの交付金を使っていく、そういう意味におきまして、こ

の費目は国の予算でなければならぬとか、これは交付金でなければならぬとかいうことで一律に考えていくのはどうかということになるわけでありまして、そういう意味におきまして新しい制度でありますので、大方の御意見を伺つて執行いたしたいと思ひますが、交付金によつていささかも国の機関たる、従来やつて参りました予算施設を毛頭ございせん。そういう意味におきまして、できるだけ予算措置を講じていって、予算的にはあるいは公益の度合が少なくなつても交付金を機動的に運用する。年度間でも運用していく点、そして補充的に運用していくという点、そういう趣旨では考えておりますけれども、この性格の事業を交付金でやつてはならぬ、予算でやらなければならぬ、それじゃ予算がとれなかつたらどうなるか、こういうことになるのでございまして、抽象的にびつたりと定木を当てて、これは交付金にいくべきものだということ線を引にくい問題があるわけでありまして。

○倉成委員 ただいまの御答弁は、要するに成長部門である畜産については、やるべき施策が非常に多い。国もとかく今まで配慮をしてきておるけれどもまだ足りない点が非常に多いから、この交付金をもつて機動的に、弾力的に補充して、この施策の万全を期していきたい、こういう趣旨に解してよろしゅうございせんか。

○森(茂)政府委員 私どもの提案しておる気持はそういうことでございまして、なお審議の過程においていろいろ御意見も承ると思ひますが、そういう点をも加えて十分畜産振興に資するよう

うに、この明文で書かれておりますように運用して参りたいと存するわけでありまして。

○倉成委員 ただいまのことでは、うだと思ふのですが、ただ問題は、農林大臣が先般御答弁になりましたように、畜産会の技術員を補助をするとか、いろいろ交付金の中でやるべきことがたくさんあるのではないかと、その心配されるわけですね。ですから、少なくとも交付金の額は毎年一定額は確保していくという一つの保障という前提がないと、なかなかむずかしいと思ひますので、これらの点について、畜産局長として交付金は毎年一定額を確保するという決意を持っておられるかどうか伺いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 畜産局長といたしましては、毎年この交付金が設定された経緯にもかかわらず、本法案が御了承を願へた後におきましても、交付金の確保については万全の努力を払つて遺憾なきを期したいと思ひます。

○倉成委員 この十億の交付金のうち、先般の御答弁にもありましたように、六億を目安として学校給食、四億をその他の事業という大体的目安になつておるようでありますけれども、湯山委員の質問にもありましたように、学校給食を牛乳の需給関係に基づいて行なうということになっておりまして、六億を一応最高の限度とするという点になりますと、実際学校給食が牛乳の需給関係から行なわれなかつ

た、量が少なかったということになりますれば、その他の事業に振り向ける予算が非常に多くなつてくるという点になるように思ふわけですが、その点はどういうことになるのですか。

○森(茂)政府委員 学校給食の実施にかんしては、お話のようにその他の方へ保留される金額が大きくなるわけでありまして、そういう意味におきまして、いずれにいたしましても従来は学校給食をするために予算措置を講じたものが、一定額が使われなかつた国庫に返還されてしまふ、こういう意味におきまして、交付金制度の方が現在のやり方としては長所があるというふう

に考えております。

○倉成委員 確かに形式的に見ますと、今局長の御答弁の通りだと思ふのですが、けれども、しかし学校給食事業の実施というものが、いつから実施されるかということも一つの問題でありますし、その実績が出てくるのは非常にあとになってくる。そうするとその余つた金をほかの事業に振り向けるというものが、やはり年間を通じてはななかりなわけですから、実際問題としてはなかなかむずかしい。従つてこのうまみは、この事業団の交付金が今年使われなかつた場合には来年度に繰り越すことができる。従来のようにして、と、学校給食の事業として国の予算に組んでおつても、使われなかつた場合には国庫に納入しなければならぬ、しかしこの場合には返納しないで事業団の一つの基金として持つことができるというところに非常にうまみがあるように思ふのですけれども、その点はどう

○森(茂)政府委員 大体においてお話の通りであります。学校給食にいたしましては早くから時期を見通しまして、いざ給食をやるといふことになれば、やはり計画的にやつて参りたいと思ひます。これは一に現在の制度といたしましては、需給関係から算定いたしますが、将来の問題としては、これは午前中湯山委員にもお話しした通りでございます。

○倉成委員 そこで学校給食の問題については、需給関係をもととしてやるのが適当であるかどうかという議論が湯山委員と局長との質疑応答の中で出たおつたようでありまして、一応六億の目安をつけて学校給食の仕事をやろうという場合には、やはり牛乳が余つたらこれを学校給食に回す、もし余らなかつたら、目安はそうしておるけれども、学校給食には回さないというふうな、比重の置き方が少ない形で行なうということは、学校給食の本来の建前からいって邪道ではないかと思ふわけですね。そこで、学校給食は、もちろん牛乳だけではないとして、脱脂粉乳その他のものがあるわけですね、脱脂粉乳その他のものの給食となま乳との組み合わせ、こういう計画は三十七年度としてはどういうふうな組み合わせでおられるか、伺いたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 その点は、遺憾ながら、現在の市乳の生産状況からいって、少なくともこの年度の上半期には需要の増が一割五分、供給の増が一割二分程度のなま乳の生産状況では非常に立ちにくいのであります。私どもといたしましては、本来からいいますと、わざわざ粉乳等を輸入してまでも

夏季の対策に備えるということは思わしくなく、むしろ市乳等は全面的に家庭、大衆の方へ国内産で供給していきたいという気持であります。基本的にはそういう気持であります。そういう意味におきまして、現在の状況としては計画が立ちにくい関係にございまして、やはり現在文部省がアメリカからいただきます粉乳が基幹となっておりますので、今のところ上半期の状況を見過した場合には、まだ編成はいたしておりません。

ただ下期になりますと、部分的あるいは地域的に余って行く地域が出てくるので、文部省等とも打ち合わせまして、文部省の粉乳による学校給食を計画に編み込んでいくことになると思います。現在のところ上期については夏季対策が一ぱいでございまして、そうかといって相当量外から輸入することも芳しくない。将来の酪農民の生産安定を考えれば、ごく小部分だけ輸入するというので、現在では三千トン手配しておる程度でございまして、一般配給等の充実に考えまして、上半期としては編成は困難な状況にあるわけでありまして。

○倉成委員 私、元来、学校給食は、牛乳が余ったから児童に牛乳を飲ませるという考え方であるべきでなく、その議論は一応おくといたしまして、少くとも六億の目安として学校給食に牛乳を配給するという以上は、全体の需給計画の中にやはり学校給食を織り込んでおくべきではないか。なま乳の生産量が足らなければ足りないなりに、その中に学校給食のこ

ではないか。かりに需給関係を考慮するにしても、それが本筋じゃないか。それができないとすれば、それは予算上の問題、たとえば補助金の問題あるいはPTAの負担の問題等との関連が出てくるわけで、問題は金が十分でないからそういうふうな形になってくるのじゃないかと思うのですけれども、この点をどういうふうにかえられておるか伺いたい。

○森茂政府委員 従来学校給食の計画に対して、一合当たり三円七十銭の補助をして、安価な牛乳を児童に給食するという制度が運用されてきたのは、児童の栄養問題等にもからみまうし、かつ消費促進という意味にもかんがみまうれば、これはむしろ逆といえます。この制度を進展させまして、むしろ文部省の学校給食制度として確立していくべきであるという考え方といたしまして、制度確立の意味におきましては、先生と私は同じ考えでおるわけでありまして。ただ、現在までの予算編成の経緯あるいは実行の関係から見ますと、それが、そういう制度ではなくて、市乳との需給関係で運用されてきておるわけでありまして。現状といたしましては、もちろん学校給食にも発動できるというあいまいなことではなくして、計画を立てたらどうかというところであります。一応の見通しとして計画を立てておるのは、十月以降年度末まで計画としては毎月一億円の率で、約十三、四万石になりまして、三円七十銭の積算で計画されるわけでありまして。心づもりとしては、全然計画がないわけではなくて、そういう算出をしておりますが、秋季になりましても、非常に需給関係が逼迫し

ておるといふこと、これは夏季の天候にかかるといふことでございまして、一応そういう計画は持っておりますが、それは一般配給等にも支障を来たしても困る問題でございまして、これとかね合ひでその計画を実施するかどうかというのをきめて参りたいと存じます。

○倉成委員 実は、法律の三十八条の第六号に、「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し」ということが明瞭に書いてあるわけでありまして。そこで、今量的にいろいろ毎月の計画を立てられて、三円七十銭の補助を考えていく。ところが、需給関係が非常にうまくいかなければ、これはやめてもやむを得ないのだというお考えのようではすけれども、先ほど局長のお話の中にありましたように、事業団の仕事は国の予算を使つて機動的に、弾力的にやる、またやり得るといふ一つの大きな特色を持っておるわけでありまして。従つて、多少需給関係が逼迫してきたならば、三円七十銭のこういう助成ではいけなければ、もう少し単価を上げて、児童に一定量を確保する、全体の配給量は減つても、六億の範囲内である程度のなま乳を児童に飲ませるということではできないわけでありまして。ですから、その学校給食は、現在の制度また現在の考え方のもとに、おいても、もし本気でやろうとすれば相当やり得ると私は思うのです。その辺のところをどう考えるかという問題は、かりに将来、文部省に学校給食の事業を移すにしても非常に大事なことです。足りないか。足りなければ足りないままに、そのうち一部分を児童に回すといふことも一つの考え方じゃないか。

足りなければ、ほかの方に全部回して、学校給食はやめてしまふ、それをほかの事業に回す、あるいは翌年にこれを基金としてとっておくというのでは、この法律の趣旨と反して行くんじゃないかという感じを持つのですけれども、その点はいかがでしよう。

○森茂政府委員 過去の実績から申し上げまして、学校給食が一年間通じて、全面的に行なわれないう状況で推移して参つたわけでありまして。学校給食という問題を取り上げるということになりますれば、お話のように相当一般とも見計らつて、相当の規模でこれは推進していくべきものだと思います。ただこの予算編成の経緯あるいは今までの予算措置等の条件からいいますと、一定額の予算、たとえば三十六年度におきましては九億の予算を四億だけ実施したという関係になったわけでありまして。今後この畜産物の価格安定等に関する法律を改正されて、この六号でやつていく場合の考え方といたしましては、昨年度までやつてきた趣旨と、考え方としては学校給食の事業は私どもとしては変えておらない関係になるわけでありまして。そこで、それと將來どういふことになるか、むしろこういう法律を改正した場合にどう考えるかという点でございまして、これは文部省の粉乳の供給事業は、相当の米國からの特別の安価な粉乳の価格で入っております関係上、どの程度これを「われわれの生産努力が円滑にいった場合においてできるだけ学校給食に回す」という場合に、経費負担等の点はお話のように十分検討しなければ児童の方の負担がふえるということになるわけでありまして。そういう意味

におきまして、根本的に学校給食自身の制度としてまだ結論を得ておらないわけでございまして。もちろん将来にいたしましては、われわれの生産手配が十分進みまして、一般との調整が十分はかれるという事態になりますれば、お話の通りこれはむしろ一学期からでも年間を通じて安定した実施計画でくずさないで、できるだけほかの面で一般関係を調整していくという逆な操作になるかと存じておるわけであり

○倉成委員 今局長が触れられたように、昨年三十六年度九億の予算を組んでおきながら、実際は四億しか実施しなかつたというのは、予算の単価の問題その他が一番大きく響いてゐるわけですから、もしやろうと思えば、九億の中で操作ができるならこれだけの事業あるいはそれ以上のことが実施できるわけですから、従つてこの事業団の法律改正の明文に、「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し」といふことをまず第一に書いておる趣旨からいいますと、今までのお話、御説明では私は不適當である、やはりどうしても学校給食事業と

いふのを全体の需給計画の中に織り込んで今の制度でも考えるべきではないか、またそういう方向に持っていくか、またはならぬというふうにかへておるわけでありまして。ことしの場合についてはいろいろ予算折衝の経緯、あるいは交付金を算定するときの経緯等がございまして、よりからこれ以上上げませんけれども、根本的な考え方については、私はそう考へておるのですが、局長も今後そういうふうな持っていくお氣持があるかどうか。もしないとしたら、こ

の法律の条文というのは、私は少し書き直す必要があるのじゃないかと思えますから、非常にくだいようでありまされども重ねてお伺いしておきます。

○森茂政府委員 三十八条第一項中の六号の規定による国内産の牛乳を学校の給食の用に供する事業の実施の仕方の問題でございます。先生の言われる意味もよく私も了解いたしました。十分御意見のほどを尊重いたしました。これをどういうふうにして運用していくか、私もどうもさらに需給関係等も検討いたしまして、文部省等とも連絡をして、そうしてやって参りたい、こういうふうな考えておるわけでありませう。法文のまっ正面の筋からいえば、できることではございませうが、過去の経緯等、あるいは財政当局等の事務的の相談の経緯等もございませうので、それら全部をあわせまして、先生の御意見をどういうふうにか、十分実行上注意して参りたいと思存じます。

○倉成委員 ただいまの局長の御答弁を現実の面で十分生かしていただきたく思うのです。学校給食の事業というのは、将来、これから先、牛乳の需給関係、これは短期的に見ますと、確かに牛乳の需要に対して生産はなかなかこれに及んでいかないという事情でありませうけれども、長期の観点に立って見ますと、やはりどうしても食生活の面、あるいは価格安定、また今日の学童がだんだん成人して参りました場合の嗜好の問題、あらゆる面を考えまして学校給食の問題を、ただ牛乳が余ったからそれをやる、余らなければ

その予算はほかに流用する、翌年へ持ち越すというふうなことで、私はこの法律に書いての趣旨が非常に曲げられると思ひますので、強くその点は要望いたしたいと思ひます。

それから学校給食の現実にやっております姿について局長はこまかく御存じでしょうか。たとえば、これはもちろん文部省の所管になりますけれども、なま乳との関係が出てきますから伺いたいのですが、脱脂粉乳はどういうふうな形で末端の学校でやっておるか御存じでしょうか。そしてそれに対して児童がどういうふうな形で飲んでおるかという点も、実際御存じなら少し伺いたいのですが、あまり十分御研究なさっておられれば、また次の機会でけっこうです。

○森茂政府委員 文部省の粉乳の使用の方については私詳しく今存じておりませんので、また勉強した上で先生にいろいろ御指導なりなんなりあずかりたいと思ひます。

○倉成委員 その点、一つ将来十分御検討なさって、この事業団の大きな事業の一つに、経緯はいかんとあれ、法律の条文では学校給食事業というところが大きな一つの項目になっているわけですから、現実はどういうふうな脱脂粉乳等でも学童にやられていくかということ、やはり御検討なさっておくことが必要ではないかと思ひます。

私は一つ私見を申し上げておきますと、たとえば今脱脂粉乳を還元した場合は、これに多少バターを入れるとか、若干糖分を加味するということになれば非常に学童が飲みやすいということも伺っておりますし、また衛生の見地

から言いましても、タンクに入れて非常に非衛生とは申しませんけれども、不適当な形で学校給食が行なわれるという部門も末端ではあるようでありませう。これらの点については一つ牛乳のなま乳の問題とあわせて御研究をいただきたいと思ひます。

次に価格安定法の関係で豚肉の問題が先ほどから湯山委員との質疑応答で出ておったようでありませうけれども、その重複を避けまして御質問したいと思ひます。

現在、中央卸売市場として芝浦市場が指定されないで、東京近郊では横浜、大宮がそういう指定市場になっておるようでありませうけれども、これらの横浜、大宮地区の入荷の状況、それから芝浦の入荷の状況、これは最近どういうふうになっておるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○森茂政府委員 公定価格といひますか、政府が畜産物、豚肉の価格をきめた以後におきます対策といひましては、各市場における状況は比較的に依然として旺盛をきわめておりまして、屠殺と入荷とを合わせて芝浦では二千五、六百頭平均、残頭数も相当あるようでありませう。大宮、横浜等では現在の屠殺能力の最大限を發揮して下値支持に努めておるわけでありませう。そういう意味におきまして大宮等でも大体平均六百頭を下げない。大宮の六百頭といひますと、最高限度でございませう。横浜も同様三百ないし四百、これは横浜の屠殺能力としても最大でございませうので、相当つづきまして翌日に回される残頭数が大宮等では二、三百、横浜等では五、六百に及んでおる状況であります。依然として

芝浦にも相当入荷が続けられております。さらに将来のことを申し上げませうれば、四、五月ごろまではこういう状況が続くのじゃないかという見通しを持っておりませう。ただそれ以後になりますと、現在の生産状況からいって相当減少の動きもありませうので、今のところ、われわれといたしましては、下値価格をささえるために昨日は産地買入れの指令を事業団に出しまして、それぞれ手配中でございます。

○倉成委員 入荷の状況についてただいま一日当たりの入荷が芝浦で二千五百、大宮で六百、横浜で三百ないし四百といふことに御説明がございましたけれども、中央卸売市場として指定されております大宮や横浜が非常に入荷量が少ない。せつかくそこに持っていくことも、翌日に回されるという理由はどこにあるわけでしょう。依然として芝浦が、大宮、横浜を含めても、こういうふうな非常に多くの入荷量があるという理由です。

○森茂政府委員 現在の状況といたしましてはまた買入れ開始後十日前後の状況でありますので、産地の意向は詳しくは存じませうけれども、やはり従来の取引関係が現状を反映しているということが御質問に対するお答えだと考えています。

○倉成委員 もちろんこれは経済行為でありますから、従来の取引関係あるいは因縁、いろいろそういうことが大きな原因であるといふことはよくわかります。しかしそれだけの理由ででしょうか。いろいろな能力的な面その他、局長も国会でくぎづけになって非常にお忙しいと思ひますが、芝浦、大宮、横浜の実態というものを御存じでしよ

うか。御存じでなければ、後刻御勉強をいただくことにしますが、私はただ従来の取引関係だけではないと思ひます。御答弁によつては、私が一、二点あげてみたいと思ひますけれども、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○森茂政府委員 政府といたしましては、中央卸売市場の、東京近郊といたしましては、大宮、横浜で告示価格で買付せておるといふことで、屠殺能力の最大限を發揮し、そのうちの豚などを買い付けておるわけでございますが、それに比べて芝浦の実際発表されます価格が低位にもかかわらず、依然として芝浦にも入荷旺盛である、こういう点については、われわれといたしましては、先ほど申し上げました通り、相当の取引関係と考慮しておりますが、新しい制度をいたした関係との関連で、どうしてこういう関係が依然として続くかという点については、まだ私どもとしまして初めて豚の買入れ出動あるいは価格支持でございますので、産地取引関係あるいはその他の面についてまだ検討すべき点があると考へますので、十分御意見の点を承つて、今後の買入れ措置等について効果あるやり方を十分やっていかねければならぬといふことを痛感するわけでございます。

○倉成委員 少しこまかいことをお伺ひいたしますが、芝浦は中央卸売市場になっていないにかかわらず、非常に多くの入荷量がある。そうすると、大宮、横浜にできるだけ豚を集めたいのですけれども、なかなか思うようにはいかない。というのは、取引関係といふことを非常に強調されましたが、それ

は経済行為ですから、確かに大きな要因です。それじゃ屠殺能力とか、いろいろそういうものの要因については何か御検討になったことがありますか。

○森(茂)政府委員 各市場の標準屠殺能力をいましては、告示いたしました各市場の屠殺能力を合わせて、ちよと芝浦ぐらゐに相当する二千三、四百トンになるわけでございまして、そういう意味におきまして、芝浦対策といいますが、芝浦に関する措置というものは私も頭が痛いくらい重要に考えております。

○倉成委員 これは屠殺能力だけの問題でもない。もう少しそれでは具体的に伺つて問題の焦点を明らかにしたいと思ひます。芝浦あるいは大宮、横浜の豚関係の労働者はどういふ数になつてゐるか御存じでしょうか。

○森(茂)政府委員 政府が告示価格で、しかも買い発動をやつていくという最大の能力の發揮を現在大宮も横浜もやつておるといふ現況でございまして、具体的な作業員数は今ここに手持ちの調査資料がございせんので申し上げかねますが、芝浦等で作業しておる方も一部関係団体の方で手を回して応援を進めておるくらいでありまして、そういう意味におきましてコンスタントに現況以上に作業員等の補充をしなければならぬ。こういう概況になつておること、大宮、横浜の方の市場が最大限度發揮するには手不足であるといふことは十分に認識しております。

○倉成委員 大宮、横浜等は非常な労力不足なんです。ですから現在の能力でありまして十分な労力がありますと現在の入荷量よりはるかに多くの

入荷をすることができるとは、いろいろな原因がありまして、いろいろな中央市場に指定して、そして豚の値段の暴落を防ぐという気がまを政府が持たれるならば、やはりこれらの点についてもう少し詳しく実態を把握して、どこが一番大きなネックか、従来の取引関係でこれはもう芝浦のルートに流れてゐるのだからやむを得ないのだといふことではなくして、現在の条件の中でもっと本腰を入れていろいろなことをやれば、もう少し形が変つてくるのではないかと、私を私は考えるわけなんです。従つてこれらの点については今後十分な御研究をお願いしたいと思ひます。

次に湯山委員のお話にもありました豚の買入れの問題でありますけれども、指定食肉の豚肉について安定基準価格が大宮と横浜では皮はぎで二百四十五円、それから九州の福岡をとりまして湯はぎで二百四十といふことになつて、ここに三十五円の差がついておるわけなんです。もちろん皮はぎと湯はぎの関係がございまして、この三十五円といふのは内容は具体的にどういふものか、伺つてみたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 これはやはり内容的には運賃とか、皮はぎと湯はぎの製造方法の差による皮の代金だとか、労力費とか、そういう意味においての質的な差があるとは思ひますけれども、私も今度告示しました関係といひましては、そういう因子の積み上げ計算とか差引計算とかいふよりも、むしろ三十六年における平均価格の価格水準等を資料にいたしまして算出し

たわけでありまして、そういう意味におきまして、一言にして言へば経済、消費、入荷関係等が基礎になつておるわけでございます。これを大きな消費地を中心とした逆算といふだけの関係になりますと、かりに皮はぎ、湯はぎの製造方法に差がありまして、場所によりましてはそれ以上の差が出ておる、これは過去の市場価格の形成の平均値と基礎にしたためてございまして、

○倉成委員 この中に皮はぎと湯はぎとの格差、あるいは運賃等が入つてゐることはよくわかるのです。しかし農家の生産者の立場から言いますと、福岡の市場に對しても、あるいは大宮、横浜に對しても、運賃は別としますと大体同じ収入が得られるといふことになつてしまふかと思ふのですが、そういう格差を入れたら福岡に出した方が不利だ、具体的にいうと十円程度不利だといふ結果が出ておるようでありまして、この理由はどういふところにあるわけでしょうか。

○森(茂)政府委員 従来、福岡の中央卸売市場は、九州における大消費都市の中心地としての面も一つあります。またやはり産地市場という面も反面あるわけでありまして、そういう意味におきまして消費と供給、あるいは市場の歴史が浅い、こういう意味の因子がからまりまして、中央卸売市場の三十六年における平均価格がかりに芝浦を一〇〇としますと、手数料等を含めないう計算をしても大宮が一〇二、横浜が一〇二に對しまして福岡は八六といふ指数が過去においてずっと継続されてきたものと考へます。

○倉成委員 これは非常に不合理な点でありまして、やはり鹿兒島、宮崎あ

るいは長崎等、そういった豚の生産地が九州にあるわけなんです。これらの、特に鹿兒島等の豚といふのが東京に、特に芝浦にどんどん送られてきておるわけなんです。福岡で売ると安くなるといふことは、従来の経緯あるいはそういった肉商の価格操作の面あるいはその他のいろいろな要因があることも承知いたしておりますけれども、少なくとも安定基準価格を設けて豚肉の値のくずれを防ぐといふことになりまして、やはりきめ方については再検討する必要があります。これは再検討する必要があるのではないかと、運賃やこ

ういふ格差以外の差が出てくるのはおかしいことになるといふこと、私は思ふのです。伝えられるところによりまして、二百四十五円といふ価格をきめます。福岡については二百四十円できめるのではないかと、この中で作業が進められて、そういう形勢で非常に価格が下値に押えられたといふふうにも聞いておるわけなんですけれども、この問題は私はもう一度考え直していただきたいと思ふのです。今これをどうせよといふことは言いませんけれども、新しい基準価格その他の設定の際に十分現地の事情を考慮に入れて是正をしていただきたいといふことを強く申し上げたいと思ひます。もし御所見があれば伺ひたい。

○森(茂)政府委員 私どももいたしましては初めての各地における安定基準価格の設定の事態であつたわけでありまして、特にわれわれが一番留意いたしましたのは、基準価格の設定、また今後におきます基準価格以上に出で願わしい価格といふものを想定いたしますと、まん中以上の価格で安定して枝肉の値段が立つていくといふことで

ありまして、それには各地におきます基準価格を突破してそうして市場が回復していく場合におきまして、現在の買入れ価格の特別措置と、生産出荷の状況と供給の関係の価格回復とが即応して動いていくということが望ましいと考へたわけでありまして、考え方によりましては、どの産地から見ましても、中央卸売市場が、係数的にいつて、生産者側から見ると同じ産地価格の手取りが同じになるといふことは、これは一つの考え方として柱になると考へます。こういう制度がしかれて、そして政府で法的にも支持していくといふことになりまして、また一方におきます生産者価格の方の、地元

の庭先価格の変遷といふことになりまして、それから、基準価格が上回つた場合においても、それぞれ各地において基準価格を上回つた価格現象の出ることが相当であると考へるわけでありまして、価格のきめ方いかんによりましては、ある場所において相当部分基準価格が復活しても片方の方では復活しないといふことにおいては、また経済現象に合わない、こういうことになつておるわけでありまして、いずれにいたしましても、各般に関する産地側の庭先に関する手取りの問題、それから各地における消化能力等もありまするけれども、各地における経済取引関係等をも改善しないといふ考え方では参つたわけ

でございますけれども、特例な価格支持といふ点を考へますれば、そういう点を放擲して逆に産地手取り価格を合

わしていくといふ考え方、一本に考へる方法といふことも、また一つ考へられるわけでありまして、しよつちゅう安定基準価格におるものではございませ

んし、そういう意味におきまして、われわれといたしましては、庭先の産地手取りがどの市場をながめても同等になつていく、こういうことも一つの考え方と思つておられます。そういう意味におきまして、安定基準価格の今後における設定の方式といたしましては、今申し上げました各般を考えまして、いずれにいたしまして生産者に御納得のいく価格決定方式でなければならぬと存じますので、そういう点、私どもはこういう価格支持が完全無欠のものだということにはまだ研究すべき点が多々あると思ひますので、そういう意味におきまして、御意見の趣旨は十分頭に入れます、各庭先側、各市場との間でどうなるかということ、それから経済関係として、そういうふうなきめられた場合に、各市場間のつり合いといふふうなものがどうなるかといふことを十分検討いたしたいと思ひます。

○倉成委員 今九州の生産者の立場としては、福岡のこの市場の価格というのは納得がいつておりません。従つて、これは将来において十分御検討いたしたい、是正をしていただきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 各中央卸売市場におきまして、食肉価格の卸売の手数料は、市場ごとにきまつておりますが、大体各市場三分五厘であります。ただ相当出荷量が多い場合に、出荷奨励金として、その三分五厘の手数料のう

ち、ある程度出荷量が市場に対して多いというものについては一分五厘還元いたしておりますので、実質的に相当の出荷する団体につきましては二割の手数料になる、こういうことでござい

ます。○倉成委員 じゃ福岡の市場でそういう出荷奨励金がございますかどうか、御存じならお伺いしたいと思ひ

ます。○森(茂)政府委員 福岡の手数料はやはり三・五で、市場の規則できまつておりますが、出荷奨励金を還元する場合は、先ほど一定量がまとまった場合といふ事例をあげましたが、福岡では三・五割の手数料のうち、相当出荷したものについては〇・五還元しておりますので、他の市場の一・五と少し比率が違つております。

○倉成委員 もう少しこまかく伺いたいのですけれども、実際生産者の手取りという点から見ますと、こういう基準価格のきめ方やその他のいろいろな点、そのほか手数料もやはりすぐ生産者の手取りに響いてくるわけです。ですから、実質的な手取りが不利にならないといふことをいろいろ行政当局としては指導していただく必要があるんじゃないか。そこでいろいろ経済事情の問題ですから、ここでこまかくその内部にわたつて私はあれこれ取り立てて申し上げたくございせんけれども、

も、実態からいいますと、いろいろな問題がまだ含まれておるといふことを強く指摘しておきたいのであります。そこで、時間もないようござい

ます。○森(茂)政府委員 われわれ行政当局で押えておりますコロが繁殖業者から肥育豚の農家に売却される時期は、生まれてから四十五日ないし六十日のコロが一般的には取引されている、こういうことに観測いたしております。

○倉成委員 四十五日というコロは私

はあまり聞いておりませんけれども、それはそれとして、大体豚の生産費のこまかいことを局長御存じないと思ひますが、一応常識として、今後の豚の生産価格等を御検討なさる場合に、農家の立場に立つていろいろ知つておいていただきたいという意味で、二質問してやめたいと思ひますけれども、豚は何回出荷してそれから何頭くらい平均して生みますか、御存じですか。

○森(茂)政府委員 大体私どもがいろいろ検討しております資料といたしましては、十・一頭くらいが普通じゃないかといふことで、年としては一・五回説あるいは一・七回説もあるわけでございます。

○倉成委員 畜産物価格審議会がこの基準価格等をきめるときに、いろいろこまかい原価計算が出てくると思ひますけれども、六カ月ないし七カ月の間、これから成豚にするまでの間のえさの問題でも、たとえばイモ地帯その他そうでない地帯等いろいろな計算の仕方が違つてくると思ひます。そのほかコロが成豚になるまでの間の経費の考え方等、実際最終的に出てくる標準的な価格といふことになりまして、いろいろなものを含めた平均値でありまして、実際の価格と非常に食い違

う面があるかもしれませんけれども、私は局長に特に御要望申し上げたいのは、ほんとうに豚を飼つてゐる農家の実態といふものを、全国共通なものはもちろんございせんけれども、一つ十分把握していただいて、そしてそういう農家が一体どういうことを要望しておるかといふことを頭に置いて今後の行政を進めていただきたい。やはり実感がなければいろいろ価格をきめて、いろいろ指導しましても、びんこないわけですね。そういう意味で今後の御検討、御研究を一つお願いを申し上げます。

そのほか、この価格安定法に関する問題、牛乳の問題、その他のいろいろございまして、同僚のベテランであります芳賀委員がお待ちかねのようでありまして、この程度で終わりました。またいずれ機会をあらためてお伺いいたします。

○野原委員 芳賀君。なお、農林大臣は参議院の方にちよつと出ておられますが、やがて見えると思ひます。

○芳賀委員 畜産局長にお尋ねします。今月の二十六日から畜産物価格安定法に基づく畜産物価格審議会が開会されますので、本法案の改正点と関連して主要な点をお尋ねしたいと思ひます。

まず、今回の法律改正の問題でございますが、特に事業団の行なう業務の目的を拡大するといふことになっておるわけですが、まだ事業団が発足したばかりで、はたして現行法に基づく業務だけを完全に処理運営できるかどうかといふことも非常に案ぜられる点が多いわけですね。それにも

かかわらず開口だけ広げるといふような政府の構想のようですが、これはいささか懸念じやないかと思ひます。その点はどうか。

○森(茂)政府委員 お話のように事業団発足早々でございますので、なるべく一事に専念して事に当たつてもらう、こういう趣旨では全くお話の通りであります。しかしながら現状を根本的に考えますと、事業団の目的とするところは、やはり債務保証機関から大きく発展して畜産物の安定機関、こういうことを考えますれば、今度の交付金といふことも一つのしかりした機関、そこで万般のこと考えながらといふ意味合いからいまして、ばらばらに別の機関を作つてといふことでなしに、せつかく各委員の御激励で事業団ができたものですから、やはり価格だけ立てておればよいというのでなしに、畜産振興全般に資していこう。これは幸か不幸か価格が基準価格以上に上がつて安定して参りますれば、また団体の協力等、あるいは政府も努力して参りますれば、価格支持の仕事が——幸いにして価格が安定しております。まして基準価格以上に張つておるといふことになりまして、これは事業団の活躍の部面も、買入れ等ないといふことになりまして保証事業だけ、こういうことになってしまふわけであり

ます。私どもといたしましては、政府でせつかく職員等の経費を払つてやつておる以上に一つ畜産振興に全面的に当たつていこう、買上げの業務がない場合におきましても畜産振興事業に資するような場合には十分発動してもらひ、こういうことでありまして、非常時ばかり、あとは閑古鳥が鳴くとい

事業団でなしに、全面的に政府とともに畜産振興の事業に当たつてやつてもらう、こういう考え方があります。

○芳賀委員 それでは第一点の学校給食に対する助成の問題ですが、現行法にもこれは政府が買い上げた乳製品あるいは食肉については学校給食用に特別売り渡しをすることができるといふ規定があるわけですね。この業務は今後どうやっていくのですか。

○森(茂)政府委員 今後におきましては、学校給食の牛乳の給食事業の廉価配給といいますが、現在一合三円七十銭の補助を出して実施しておりますが、そういう事業はこの事業団の保有する交付金をもとにして価格差補助といひますか、補助金をやつていこうという考え方でござります。

○芳賀委員 聞いていますのはそうではないのです。事業団の業務の中に事業団が買い入れた指定食肉、あるいは指定乳製品、それを学校給食のために特別売り渡しすることができるといふ規定があるわけですね。これは補助金を交付することと違ふのです。現在もうすでに豚肉の買い入れはやつておるわけですね。乳製品の買い入れはまだ国内の分はやつていないわけですね。ですから改正以前の現行法に基づいて買い入れた指定食肉や乳製品の特別売り渡し業務というものを一事業団がやる考えで事業計画を立てて、それを実施に移そうとしておるのかどうか、そういう内容はどうかだとか、そういうことを聞いたのです。

○森(茂)政府委員 現在買い入れておりますたとえば食肉豚肉を事業団が加工して保有していくことになりまして、われわれといたしましては、やはり

りその分が市場に圧迫にならないようにということを考えますれば、やはりこれは順調に消費してもらうのが筋であります。そういう意味におきまして、金利保管料等のかかる仕事でもございまして、それとも見計らひましても、できるならばこれは保有しました豚肉は学校給食用に配給していこう、こういう考え方を持っております。

○芳賀委員 きょうは局長一人で答弁に当たつておるようですが、これは大それた質問ですから、なるだけ大ぜい連れてきておいて、そうして責任のある答弁を明確にしてみたいと思ひます。

私の聞いておるのは、あなたの答弁している問題とはずれておるのです。事業団の業務のうち買い入れた食肉や乳製品については、これを法律に基づいて学校給食等に特別安売りすることができるといふことになっておるが、豚肉についてはすでに買い入れ発動をやつておる、そういう場合は、河野農林大臣は、もう最初から豚肉については学校給食にこれを回して、そうして調整をはかるということをおつておるのだから、乳製品はまだ買い上げしてないから、豚肉の学校給食については事業団としてどういう準備をしておるか、その点です。

○森(茂)政府委員 豚肉の学校給食を事業団をしてやらしめるといふことにつきましては、先ほど申し上げましたように、金利保管料をかかえてそういうことは適当でないで、むしろ消費増進あるいは学童の栄養等を考えまして事業団をして豚肉を学校の給食用にいたさせようということに現在いろいろ検討しておる最中でございます。

○芳賀委員 検討しやなくて、事業団がやる事業ですから、事業団自身がそういう業務の実施計画というものをすてに立てておるのかどうか、こういう点もあなたは監督者ですから——わからぬならばわからぬでいいですよ、あとで大臣が来るからそのとき明らかにしてもらへばいいのだが、一体、どんな豚肉の買い上げ発動が行なわれたが、市場価格というものはあまり好転してないでしよう。そうすると、これは相当長期的に買い上げを継続することになると、買い上げた豚肉の保管等についても、相当の経費もこれはかかるんで、いつまでも保管しておくということではできないと思ひますね。そうすると、やはり適当な時期にこれを売り渡しをしなければならぬというところにもなるわけですね。ですから、そういう場合、市場価格が低落しておる、市場価格が低落しておるときに、また買い上げたものを放出するということになればこれは悪作用を起こすのであるからして、そういう場合にはやはり方法としては学校給食等に大臣は回すということを言明しておるのだから、それは法律にも根拠があるのだから、それはやるということになると思ひます。そういうものはやはり事前に準備をしておかないとできないわけですね。その準備というものは整つておるかどうかという点を明らかにしてもらへばいい。

○森(茂)政府委員 事業団が学校給食をやる場合には学校給食会の意見、それから各県の教育関係の意見なども十分伺つて、そしてスムーズに豚肉が学童の食膳に上がるようにいたさなければならぬので、文部省とも現在連絡中

であります。ただ計画を示せというお話でございますが、現在一応買いつけました数量は昨日程度では約八千五、六百頭の程度でございます。お話の通り中央卸売市場の価格がまだ基準価格を低迷しておる現在でございますので、数日前から産地買ひの態勢も整ひまして、早いところでは本日産地で買付が始まつておるわけでありまして、そういう意味におきまして、ある数量まで参りますれば、これは計画を立てられるということになります。今のところ、予定をして推察をいたしておりますのは、四月、五月程度までは基準価格は相当買い入れが進むだろう、そういうことになりまして、約五月末で五万四千頭ということになるわけでありまして、そういう予定数字を見計らひまして、がっちりした計画を樹立して、実施に努力いたしたいと思ひます。

○芳賀委員 次に乳製品の学童給食ですが、現在学校給食は主として輸入した脱脂粉乳並びにバターを対象に使用しておりますが、事業団が学校給食用の食肉や乳製品を扱うというところになれば、今後の学童給食用の輸入乳製品をどうするかというところは重大な問題だと思ひます。輸入乳製品を一般国民が消費する分については、これは事業団が買い入れるということにきまつておるが、学校給食の乳製品をどうするかというところについてはまだ事業団でやるということもきまつていないわけですね。これについてはどう考えているのですか。事業団がそれを行なうべきか、行なうべきでないかという判断はあるでしよう。

○森(茂)政府委員 お話の点のものは文部省で学校給食会等の機関を使つて米國産の粉乳を原料にして、それを学校給食に充てておる問題だと思ひます。これにつきましては、事業団が特にこれを扱つて、そして学校給食の仕事をするという直接米國産の粉乳を扱つて配給して参らうということはこの制度では考えておりません。

○芳賀委員 肝心の業務はやらないのでしやう。やらないでただ補助金だけを給食用に回すというのでは何も事業団がやらぬでもいいじやないですか。そういう行政的な助成等については農林省という役所もあるし、その中に畜産局というあなたのおつたところの役所もあるわけですから、何も交付金の交付だけを事業団を経由してやる必要はないじやないですか。ものの取り扱ひは、ものの流通については、これは事業団が業務の一環としてやるということも考えられるが、そういうものはやらぬ、交付金の形式的な交付業務だけをやるということになれば、これは必要性が薄らぐでくるところではないですか。乳製品の買付は、事業団が今後輸入乳製品は買い入れることになれば、同じ乳製品ですからね、だから学校給食用のものについてもこれは事業団が一括買い入れを行なつて、そうしてそれを、たとえば現在の扱い機関である学校給食会に売り渡すなら売り渡すという措置は当然できるじやありませんか。交付金の問題だけを扱うというふうか、頭のいい方は……。

○森(茂)政府委員 国内産の牛乳を事業団が買うという制度をもし考えますれば、これはやはり畜産物の乳製品、乳業者の安定という意味からこれ

は全面的に牛乳を買入という措置になるのである。これは学校給食だけに日本でも買つてやらなくとも、今までやつてきた経緯をいたしまして、学校給食用のものについては国が予算措置をして参つたのを、一本のこの法律制度の内輪において交付金制度を樹立いたしまして、そして毎年々々一定の予算を確保して参りましたが、その実施の面で、実施だけで三十六年度におきましては九億の予算を立て、そうして実行では四億というところで、五億は国庫に返還することになるわけでありまして、そういう意味におきまして、交付金制度を設けたゆえんのもの、畜産振興に充てるとはいえ、返す金ならばわれわれとしては意味がないことになりまして、十分畜産振興に充てる財源を確保するためにこういう交付金制度をとつたわけでありまして、これも一つの理由であります。国内産の牛乳を新しい制度で学校給食に直接事業団がやらなくとも、現行の制度で簡素にできる、価格差の補給はできるわけでございます。全般的に言つて牛乳を事業団で一括取り扱うということになりますれば仰せの通りであります。

○芳賀委員 私の聞いていますのは、事業団が学校給食に充てる輸入脱粉や輸入バターを扱うべきではないかということを開いてあるわけですか。

○森(茂)政府委員 アメリカから輸入する粉乳等について事業団が買つたらどうか、これは現在の法律制度でも実際上の問題としてやれないことはないわけでありまして、そういう意味におきまして一つの御意見として十分承つておくわけでございますが、現在のアメリカから粉乳として入つて参りますもの

のについて、特に制度を変えて事業団で扱うということは現在のところ考えておりません。

○芳賀委員 御意見聞いておくというふうなことは大臣の答弁の場合にはそういうふうなこともありますが、これははつきりしなければあとで農林大臣に尋ねます。

これに關係して現在の学校給食用のバターや脱粉はどういう形式でアメリカから輸入しておるか、それはわかるでしょう。

○森(茂)政府委員 学校給食会が買つて、各県に配給しているものであります。

○芳賀委員 そうじゃない。どういう買い入れの手続や形式で行なわれておるか。具体的に言えば、以前はこれは余剰農産物の第二次協定の別途協定として、年限を五カ年間として、その別途協定の中では日本の学校給食に用いる脱脂粉乳及びバターについては、余剰農産物協定の別途協定に基づいて五カ年間一定の数量を下回らない数量を買い入れするということ協定が行なわれておるわけですか。それはわかっていると思ふのです。以前はそういう形で行なってきたのだが、現在はそういう形式で学

童給食用の乳製品の輸入をやつておるか、それを聞いておるわけですか。

○森(茂)政府委員 現在では実需者として学校給食会に外貨割当をして輸入している状況であります。

○芳賀委員 それでは協定の期限は経過しているのですか、それとも方法を改めて、今答弁のあったような方法で輸入しているのか、それはどうなんですか。

○森(茂)政府委員 こまかい点はさつ

そく調べまして、後刻お知らせいたします。

○芳賀委員 それから、先ほど九億円の学童給食用の補助金の予算があつて、実際に用いたのは四億円で、五億円未使用になつておる、こういう現実があるから、事業団がこれを扱えばどうせ予算が残るから、残つた分については事業団の運営上の弾力的な財源としてこれを用いることができるので、それで学校給食の助成関係は事業団が行なうことにした、そういうことなんですか。

○森(茂)政府委員 学校給食事業は数カ年間続けて参りましたが、年々の牛乳の需給関係によつて数量がいろいろ変動して参つておるわけでありまして、最近、三十六年度ではお話の通りの実行状況であります。そういう意味におきまして、われわれといたしましてはこれを畜産振興費として確保したといへ、実行上そういうことで予算返還等にもなりますので、やはり畜産振興費として編成された金は十分生かして、われわれも予算編成について努力をいたしておりますけれども、現状では十分余り過ぎるほど予算を組んでおるといふわけでもないのをごさいますので、畜産振興の事業に資したい、こういう趣旨で、かりに学校給食の計画が需給関係で少量になりましたら、交付金としてこれを確保しておくという趣旨でございます。

○芳賀委員 従来の国産牛乳の学校給食はむしろ残乳ですね。需給関係から見れば牛乳は余剰傾向を示しておるといふような場合に、残乳処理というやうな形で学校給食に回した場合は非常に多いわけですか。だから持続性がないわけですね。給食制度としての安定性もまた欠けておるわけですか。そういうことが理由になつて牛乳の学校給食についてはやはり問題があつて、そういう勝手なやり方では協力できないという不満や批判も相当出ておる。だからこの点は根本的に改善しなければいけないと思うのです。これは文部省が所管であるかもしれないが、原料提供は農林省の関係ですから、今後国産牛乳の学校給食等の運営については残乳処理の立場でなくて、やはり本来性のものでこれを戻してやる考えで進むのかどうか、この点はいかがですか。

○森(茂)政府委員 文部省におきます給食関係その他教科書関係、いろいろな学童の施設関係については、文部大臣に、審議会といひますか、その関係の委員会から答申があるわけでありまして、その答申の筋では、ほとんど学校給食をもっと拡充していくというようでありまして、そういう意味におきましてはむしろ需給関係いかにかわつて、できれば制度として充実していくべきものだと思ふのであります。そういう意味におきまして、学校給食の所管庁が予算を獲得して体制を整えていただきますれば、私ども、そういう需給といふことを離れて、学校給食自身の目的ということで手配、準備等をいたすことになるわけでありまして、国の学校給食に関する牛乳の関係につきましては、従来の予算編成等、財政当局との打ち合わせでは、需給関係、消費増大、こういう二つの点を結びつけられて目的がはつきり限定されております。そういう意味におきまして、各学校給食の事業を執行するにあたり

ましては、常に需給問題を前提にしてやつております。お話のように制度としてこれを打ち立てるといふことになりますれば、むしろこれは性質上、文部省で予算としてもし安い牛乳を配給するということになりますれば、価格差の価格補給金といひますか、年間のための財政措置といふものは文部省で制度として考えらるべきものだと思つております。

○芳賀委員 そういう制度が確立されることを期待しておるわけですね。

○森(茂)政府委員 横から見ても、文部省行政を何とか言つてはなんですが、全般的に言つて、政府の一員として申し上げれば、そういうものが確立されるべきだと考えております。

○芳賀委員 次に、事業団の経営にも関係がある点ですが、昭和三十四年、三十五年の両年にわたつて、輸入した乳製品の差益金の積み立てが行なわれておるわけですが、この約五億近い差益金の処理の内容というものは、委員会等においてはまだ明らかにされてないわけなんです、この際この五億円に及ぶ差益金の処理状況というものを明らかにしておいてもらいたい。

○森(茂)政府委員 お話の通り、昭和三十五年度におきましては、乳製品の需給と価格の安定をはかるために、脱脂粉乳におきまして二千五百五十トン、バターでは九百十トンの輸入を行なつたわけでございます。そのうち飲用牛乳として配給した八百八十トンの脱脂粉乳を除きまして、輸入価格と供給価格との間に差益が生じたわけでありまして、三十五年度中に発生した差益積み立て総額は、脱脂粉乳におきまして一億九千二百九十二万五千円、バ

ターでは七百五十八万二千円、合計二億五千万七千円でありました。このうち税等を控除した後の額は九千三十八万二千円でありましたので、それについては五千万円を団体側で畜産振興事業団の債務保証勘定に対する出資といたしまして、あとの二千二百二十五万一千円につきましては振興事業団に拠出し、たしたわけでございます。そして千九百十三万円につきましては、保管三団体が積み立てるということで全酪連、日本製酪、乳品製販等において積み立てて処理いたしましたのでございます。なお出資については、他の譲渡、払い戻しその他の処分については畜産局長の承認を受けるということで、その積み立てた金の使い方については、承認を受けてもらって酪農振興のために使用するということにはいたしたわけでありました。三十六年度の実質的の積立額は、実益の税を引きますと、一億六千五百五十五万円になります。三十六年度の使い方につきましてはこれはむしろ畜産振興事業団に拠出してもらって、そうして畜産振興酪農振興のために役立てていただく、こういう考え方でございます。

ておるのだから、それは保留された利益だから、決算の中で利益金の処分というものと課税というものが行なわれていないはずで。

円、それから三十六年度におきましては二億三千五百万円と推定いたしておきます。この処置につきましては、やはり団体は輸入のものを買って、そうして販売するというので、事業関係からいって、これが政府機関とかあるいは公的団体であれば税金がとれないわけでございますが、私的団体の取り扱いということでそれ相当の額につきましては税金がかかる制度になっております。今後事業団が輸入をはかりますので、これからは税金がとれないということになります。かつ団体関係では一定の積み立て金等の制度もございまして、現状といたしましてはこれは差益だけでなくて全部の取扱高について税が適用されるということ

売ったわけでございます。そこへ自分の買った値段と売った値段との差益が出たわけでありまして、そういう意味におきまして税法上の取り扱いといたしましては、その販売につきましては益金に課税して税金がかかるわけでありました。税金を差し引いた額については畜産局長の指示で酪農振興に充てるということで、三十五年度においては五千万をその関係団体の出資金として畜産振興事業団に拠出させる。三十六年度の方針といたしましては、これは畜産事業団に入れてもらって、そうしてこれは酪農振興費に使っていく、こういうこととでございます。税法上の関係から、これはいかにともしがたい問題だと思ひます。

用に供されたバターであるとか脱脂粉乳とかあるいは国産の牛乳の給食費について、事業団から交付金を交付するということになるのですが、こういう点については文部省としては、今回の改正が妥当と考えておるかどうか、その点はいかがですか。

○森(茂)政府委員 輸入割当を受けまして、輸入したとして、配給価格に一定額を暴利にならないようにちゃんと利益を積み立てるということにいたしましたわけでございます。ただ団体の輸入したものの買い入れ、そうして売り渡しということになりますと、やはり積立額、取扱額全部について販売で利益を上げたということと、一般の税法の規定で、二億円積み立てても税を控除されまして九千万円になった、こういうこととでございます。

○芳賀委員 これは三十四、三十五年度で大体五億円でしよう。局長は先ほど三十五年分の二億五千万しか説明しなかったが、大体五億になっている、事前に決算の中でこれを処理するということであれば、これは利益金でそれは処理されて、一部は税金ということになるのですが、これは最初から積み立てるということになっておるのであつて、たとえばジェトロで雑豆とか外車の納付金を扱っているのと大体似たようなものです。法律の根拠はなくてやっておるのですから、ジェトロも何も法律の根拠でやっているのではないのですから、これは取り扱ひ業者の利益として処理される性格のものではないのです。これは安田さんの時代はそういうことで明らかにしておつたのだが、森さんになってからやり方が変わったのですか。

○森(茂)政府委員 三十五年におきましては差益積み立て総額は二億五千万円、それから三十六年度におきましては二億三千五百万円と推定いたしておきます。この処置につきましては、やはり団体は輸入のものを買って、そうして販売するというので、事業関係からいって、これが政府機関とかあるいは公的団体であれば税金がとれないわけでございますが、私的団体の取り扱いということでそれ相当の額につきましては税金がかかる制度になっております。今後事業団が輸入をはかりますので、これからは税金がとれないということになります。かつ団体関係では一定の積み立て金等の制度もございまして、現状といたしましてはこれは差益だけでなくて全部の取扱高について税が適用されるということ

先ほど学校給食用の脱脂粉乳の輸入については、第一に文部省とCCCの間、価格と数量について話し合いによつて、特別価格で買ひ交差を行ないまして、そうして学校給食会が輸入業者を通じてCCCから買ひ取つております。本年度は一ポンド五セントということであります。この手続は一般の輸入手続と同一でございます。学校の給食会の実需者割当の方法によつておるものであります。先ほど申し上げにくかった問題につきまして、確認して申し上げた次第であります。

○芳賀委員 文部省の係の方が来ておられるのでお尋ねしますが、現在当委員会において畜産物価格安定法の一部改正法律案の審議をしておるのであります。これは皆さんも政府の一員ですから内容を知っておられると思ひますが、今度は事業団が学校給食用の分に對して、学校給食が行なわれた、その

○芳賀委員 ちよつと違つてゐるのじゃないですか。この積み立ては税引きとか税込みといったものじゃないです。輸入した場合の一つの条件として、畜産局長が指示を與えて一定額を積み立てをされたのですから、砂糖の超過利潤のように、決算が終わつてしまつてからこれだけ超過利潤があるからそれを出せというのと違つたわけですから、税を引いてとかなんとかということはおかしいんじゃないですか。最初から積み立てることになつて積み立

○芳賀委員 それはちよつとおかしいじゃないですか。取り扱ひ団体に課税されたということになるのですか。現品を實際販売したというそういう業者が年度の決算で利益金の中から課税されたというならまだ話がわかるが、外貨の割当を受けて輸入を行なつた団体に課税されたというのです、今の説明からいふと、その課税された扱い団体というものは、どれですか。

○森(茂)政府委員 全国酪農協同組合連合会、それから日本製酪組合、それから乳製品の製販組合、これらはいずれも農業協同組合連合会または中小企業法による酪農協同組合であります。これらのものが輸入商社から政府の指導によつて一定額の粉乳とバターを買つて、そうして政府の指導に従つて

○日井説明員 御承知の通りなま牛乳を学校給食向けにお願いすることになりましたのは、昭和二十二年くらいからこの数カ年のことであります。ところで学校給食は元來教育的な見地と国民栄養改善の見地と、二つの見地があつたのでありますけれども、この補助は農林省の所管になつております関係上、農林省としては教育的見地というところにその重きを置かれませんが、むしろ畜産奨励、なま牛乳の販路拡張というふうな、そういう点に着眼して、なま牛乳を学校給食向けに使えというふうな申し入れがあつたわけでありました。従ひまして来年度から畜産振興事業団を通して学校給食の方へいた

の補助であるうと、事業団を通じての補助であるうと、本質的にはそう変わりはないので、私どももいたしましてはそれほど改悪されたというふうには考えておりません。ただ願わくばなま牛乳が学校給食向け、すなわち児童生徒に飲まれるという状態が、今後だんだん末細りにならないで、むしろ継続的に計画的に、確実にやつていただくということが、私どもとしての希望でございます。そのことが確約されますならば、農林省補助であらうと、畜産振興事業団の補助であらう

と、いずれの方法であろうとその方法
は問わない、こう考えております。

○芳賀委員 今お話のあった通り、こ
れは昭和三十三年に国内の牛乳価格が
暴落したときに、その対策の一環とし
て国産牛乳を学童給食に回すというこ
とから出発したわけですね。当時当委
員会においても、文部当局を呼んでい
ろいろ論議した過去があるわけです
が、その後制度的にこれが全然前進さ
れていないわけですね。今言われた通
り、文部省としては教育的な見地から
牛乳の学校給食なるものを制度化して
恒久化させたいという考えがあるにも
かかわらず、補助金を交付する農林省
の側では、畜産振興とか牛乳奨励の立
場から対処しておるので、なかなかこ
れは総合的に成果を上げていないわけ
なんです。そういうことで三十六年
には農林省からの学校給食の補助の予
算が九億四千万円用意されておいても、実際
に給食が計画通り行なわれていないの
で、補助金の支出は大体四億四千万程
にとどまるわけですね。あと五億円とい
うものは、これは使用されないで残る
ということになるわけなんです。ここ
にやはり大きな問題があると思うので
す。この原因は、結局牛乳の給食は、
牛乳が過剰傾向になったようなときだ
け余った乳を学校給食に回すというよ
うな、そういう運営が行なわれておる
から、これはあと回しと回しという
ことになって、不足傾向になれば、も
う学校給食はやる必要はないというこ
とになって、ほんとうに子供はかわい
そうだと思います。だから、こういう
欠陥を是正するのは農林省だから文部
省だから、という問題ではないと思う
のです。やはり政府として明らかな方

針を立てて、三十二年からもう五年も
経過しているのではありませんから、学校
給食を文部省が主体となつてやるとい
うことであれば、この国内の牛乳給食
等に対しては、直接文部省が予算を確
保して、そうして一合についてたとえ
ば三円五十銭なら三円五十銭の助成と
いうものを、文部省が予算を確保して
行なうべきが至当であつて、今度は農
林省から事業団に交付金を交付して、
そうして事業団から文部省関係の学校
給食に補助金を回すというような、そ
ういう迂遠な措置が改正の中で講ぜら
れようとしておるわけですね。ですから
こういう点については、所管が違ふと
いつて放置しておくわけにいかぬと思
うのであります。こういうやり方は
うまくないとかけしからぬということ
であれば、これは卒直に言つてもいい
たいと思います。文部大臣でなければ
はつきりしたことが言えぬということ
であります。これは荒木文部大臣
を当委員会に呼んで見解をたしたい
と思うわけでありますが、その点はい
かがですか。

○日井説明員 私からお答え申し上げ
るのはほんとうに僭越でございますし
て、文部大臣からお答え申し上げるべ
きかと思ひますが、ただ私の気持ちとい
たしましては、事業団であろうと、農
林省それ自体の補助であろうと、末細
りにならないように確実に伸びていけ
ればありがたいと考えております。そ
こでそれは文部省へ予算をとつては
どうかというお言葉がただいまござい
ましたけれども、私も学校給食課と
いたしましては、実はいろいろな獲得
したいと思ふ項目が山とあるわけであ
ります。そこへまた新しい一項目をか

かえ込むわけでありまして、これはい
わば、卒直に申せば自信がないという
ことでございまして、やはり農林省で
やつていただいた方がより効果的であ
ると思ひます。お願いした方が予算が獲
得できるのではないかと。大へん弱氣で
ございまして、卒直に申し上げ
ますれば、そういうことでございまして。
○芳賀委員 荒木さんは相当反動的
に、がんばるときはがんばつておるよ
うですが、予算獲得なんかという場合
には弱いのです。教員組合なんかは
非常に傲岸な態度で一步も譲らぬと
いうことですが、がんばつておられますが、
そういうような一つの、正しい気魄
じゃないと思うのですが、がんばりが
どこにあるのですから、予算獲得ぐ
うは、もう少しがんばらせたらどう
ですか。

○日井説明員 それでは補足してお答
え申し上げます。
実は学校給食におきましては、主体
といたしまして、ただいま安、一合
たつた一円五十銭ぐらゐの脱脂粉乳ミ
ルクを学童に飲ませております。そこ
で国内のなま牛乳は今お示しのよう
に、七円とか八円とか一合当たりの単
価が高いわけでございます。そうして
また現在の需給状況は、春夏秋冬年間
を通して出すことは、なかなか困難で
あるというような状況におきまして、
毎日飲んでもります完全給食になま牛
乳を私の方の仕事として織り込んでい
くというには、現在の状況はあまりに
需給関係のバランスがとれておりませ
ん。そこで私も学校給食課といたし
ましては、とにかくアメリカ産の脱脂
粉乳をできるだけ安く、完全給食用と
して、全国九百万人の児童に、円滑に

早く回し得るということ、それを第一
条件としております。そこでなま牛乳
を飲むというところはプラス・アルファ
といひます。これは私の方の当面の課
題として取り上げるよりも農林省にお
願ひしてやつていただいた方が、将来
需給が非常に円滑になりましてなま牛
乳が相当多量に出るという場合には私
の方でやらしていただきまして、た
とえば脱脂粉乳は年間約三万五千ト
ンくらい現在使つておりますけれども、
五年、十年後にはなま牛乳に三分の一
五分の一の切りかえ得るというよう
な見込みが立ちました場合には、文部省
引き取つて予算化すべきことであると
思ひます。現段階ではちよつと時期が
早いと思ひます。

○湯山委員 湯山委員 ちよつと関
連。私、給食課長さんにお尋ねいたし
たいと思ひます。もしお答えできなけ
れば局長なり大臣なりに来ていただく
ことにして……。今までのなま牛乳の給食
は順調に行なわれておりましたかどう
ですか、端的にお答え願ひたいと思ひ
ます。

○日井説明員 昭和三十三年から一昨
年までは大体円滑にやられていただ
きました。ところが一昨年あたりから非
常に一般需給が伸びました関係上、ど
うしても予定数量を削減せざるを得な
いというやうなことで、こゝ一、二年
の間は少しづつ円滑を欠くという状況
でございまして。

○湯山委員 一昨年までは大へんうま
くいつておつたということですね。し
も、これもうまくはいってないでしょ
う。卒直に一つお答え願ひたいと思
うのです。そうしないと、これは大事な

ところですから、特に最近はその円滑
が一そう欠くる状態になつてきたとい
うのが実情じゃないかと思うのです。
そこで、どうしてうまくいかないか。
単なる需給事情だけですか。なま牛乳の
給食が円滑にいかない、いろいろ給食
で困る問題が出てくる、迷惑をこうむ
る、そういう理由は単に需給事情だけ
ですか。もっと手続的な問題やそい
つたものはありませんか。あれば一つ
この際端的にお話し願ひたいと思ひま
す。

○日井説明員 私も二カ年前に給食課
長になりましたのであります。古
いことは詳しくは存じませんが、大体
以前は円滑にいつていたように聞いて
おります。こゝ一、二年間円滑を欠い
ておりますが、その主たる原因は私
といたしましてはやはり需給関係にあ
るようでありまして、手続的――たと
えば文部省が主管しておればどうかと
いうやうなそういうことじゃなくて、
やはり客観的情勢において一般市乳の
需要が伸び過ぎている、生産よりも需
要の方が増大しているということに最
も大きな原因があると思ひます。まあ
その他付帯的な、局部的にはそれに伴
う理由があるかも知れませんがそれい
うことが一、二大きな原因である、か
うに考えております。

○湯山委員 と申しますのは、実際に
には割当がきまつて、需給事情を勘案
して今期はこれだけなま牛乳を給食に回
すということがきまつて、きまつてお
りながらその通りいかない、そういう
事例がありませんか。

○日井説明員 この点につきまして
は、私がお答え申し上げます。より
も、

やっぱり農林省畜産局の方からお答え
いただいた方が確実かと存じますの
で、どうぞよろしく。

○湯山委員 そうじゃなくて、学校給
食の現場の問題なんです。現場でそう
いう事態はないかどうか。これは学校
給食の場合は文部省の御所管です。だか
らそういうことは少しも御遠慮要らな
いのですから、おっしゃっていただい
ていいと思うんです。そうかといって
これは農林省の責任だというわけでも
ありません。問題はもつとほかにあ
るかと思えますけれども、やはり給食
がうまくいくということが大事なんで
すから、少し勇気をふるって、今の予
算の問題にしても農林省の方でとつて
もらう方がとりやすいというようにこ
とでは学校給食だめですよ。一つそう
いう御遠慮なくお答えいただきたい
と思う。

○日井説明員 予定の数量の学校給食
の割当のなま乳が予想通り現場の学校
へ参りませんという最も大きな理由
は、需給の不円滑にあるということ
理由として申し上げましたが、農林省
初めその他関係省、たとえば大蔵省あ
るいは業者、そういうような人たちが
すべて学校給食に協力的なお気持を十
分に持っていたらこればもちろん
円滑に参ります。それがそれぞれ、
たとえば大蔵省から言えば、その予算
を出さなくてもいいじゃないかという
お気持がある場合もあります。また業
者から言えば、七円のものには八円くら
いにしてくれなければなかなか出せな
いというようなことを言う業者も中に
はあるであらうでしょう。そういうわけ
が、それぞれ隘路といえますが、理由
があって、総合されて円滑化を欠

いておるといような状況かと思いま
す。

○湯山委員 これ以上お聞きしても課
長さんも御答弁しにくいだろうと思
います。その問題については従来割当の
決定が非常におくれるという事実もあ
ると思います。そのために予定通りで
きないということもあるし、今の中小
企業でやつておるのが多いのですか
ら、そこでそれができないというよう
なことも確かにあると思うのです。そ
ういうことになる、ここで一つ相当
思い切ったことをお聞きしたいので
すけれども、今のうちに余剰牛乳の処分
というところで学校給食に回してもら
う。これは実際はありがたない、学
校給食の立場から言えばありがたくな
いのだということな結論が出て参りま
せんか。ことに私が申し上げたいの
は、先ほど芳賀委員から御質問のあり
ましたMSAの援助を受けたときに、
小麦にしても脱脂粉乳にしても、MS
Aの援助でもらったものをそのまま給
食に、これはこうこうでもらったもの
だというようにここで給食には回さな
いで、一円なら一円という補助にして
回せば、そういうことを言わないで済
むというようにことから、給食の教育
的な性格を考えて配慮してこれはやっ
たはずなんです。そういうこともあわ
せて、従来のように食生活の改善とい
う立場からの学校給食が、今度教育の
一環ということになって、学校給食と
いうものは教育的な性格を非常に大
きく持ってきた。これはもう給食課長さ
んだからよくおわかりの通りです。そ
ういう中へ、余った一つお前たちに
飲んでもらうのだ、足らなければ、計
画しておったけれども、どうも値がよ

くなつて、どこか大きいところが買
占めて、そのためにあなたたちの給食
ができなくなったのだ、そこで予定は
しておったけれども、今月は脱脂粉乳
でがまんしてくれ、こういうことを言
わなければならぬようなそういう給
食は、そういうことによつて給食の本
来の性格をこわしていく、こういうこ
とになるんじゃないか、そう考えてい
くと、今のようなら形ならば、むしろな
ま乳の給食はそういう見地から辞退す
べきじゃないかということまで、極端
に言えば考えられるのですけれども、
これはいかがでしょう。

○日井説明員 私たちも将来あるべき
姿といたしましては、アメリカ産の脱
脂粉乳にたよらないで、飲みやすい、
おいしいというなま牛乳に逐次切りか
えていくというのが学校給食のあるべ
き姿であろうと考えておりました。そ
ういう考え方につきましては農林御当
局も全く同感されておる。ただ、いか
せん客観的な需給関係の情勢がそれ
を許さないということでございますの
で、やむを得ず現在のような状況でと
にかく命脈を維持していきたいという
気持ちでいるわけでございますけれど
も、できるならば脱脂粉乳に将来は切
りかえていく。従いましとお説のよう
に、学校給食で全国を通じてなま牛乳
をいただく得るという状況が将来も願
わしいわけでありまして。現在のよう
に、御案内のように断続的であつて、
そういう場合においては教育的ではな
いから辞退すべきではないかというふ
うにお教えをいただきましたが、そう
いう面もなきにしもあらずではござい
ますが、ただやはり過去の実績をもと
といたしまして、将来拡大強化をは

かつていくというのが定石であるうと
思います。従いまして少しぐらいの苦
難を忍びましても、過去の実績を尊重
して、それをもとにいたしまして、や
はり逐次われわれの希望している方向
へ拡大強化をはかっていきたい。従
いまして現在好ましくないから打ち切
りというように一刀両断には考えて
おりません。

○湯山委員 学校給食の精神からい
て、ただいまいものが食べたい、飲
みたいというようにことごとく、教
育的な見地から判断してどうかとい
うことなので、今の御答弁でお考えは
大体よくわかります。

それから農林省の方も私が今お尋ね
したような趣旨で先ほど局長からいろ
いろ御意見を伺いました。当然今のよ
うな見地から学校給食はやらなければ
ならないという局長の御答弁です。た
だ残念なことには、文部省がこの問題
については、今のよう非常に態度が
不明確である。徹底的に学校給食はこ
ういう性格のもので、だからこうでな
ければならないという、そういう打ち
出しが足りなくて、もらつておる実績
をなるべく続けていくというような
態度では、なかなかこれは直らないと
思うのです。そこで担当課長さんとし
ては、もつと積極的に局長も動かし、
大臣も動かし、そうして農林省もそ
ういう理解を持っておられるから、そ
の方向で何なら辞退してもいいという
くらいの決意でもつて当たらないけれ
ば、今おっしゃつたような事態はこ
ないと思います。

そこで、今のうちにほんとうに農林
省も理解があり、文部省もそうしてい
きたい、そういう中でやつとこさ削り

かかったのが今度は予算が残つたわけ
です。事業団にいったらどうなるかと
いうと、事業団にいわばもう学校給食
の補助は少ないほいほいのです。事業
団としては、九億なら九億の中で二億
給食の補助に出せば七億手元に残りま
す。そうすると今の農林省は、学校給
食はこうこうだからなま乳はこうしな
ければならないという積極的なかま
えを持ててくれなすけれども、そう
いうかまえて交付金をとつて事業団に
いつても、事業団自身はなるべくそれ
を使わない方がいいわけです。その理
屈はおわかりですね。そうすると事業
団にいったら困るじゃないかという心
配はございませんか。

○日井説明員 私は、農林省からそう
いう事業団に移すようなお話がありま
したときは、やはり農林省の善意を信
頼いたしまして、そうしてまた農林省
の畜産局においてになる方々がそれぞ
れ課長なり係官として事業団に赴任さ
れます、そういう人的つながり、また
農林省としては畜産振興事業団を監督
されますから、やはりもとは農林省御
当局にある。従いまして畜産局長初め
関係の方々と文部省とよく意思了解を
遂げれば、その指導のもとに畜産事業
団が運営される気がまえになるのでは
ないかというので、もつぱら農林省御
当局を信頼したわけでございます。

○湯山委員 そういう御答弁はちよつ
と通じないのじゃないかと思うので
す。機構の上で今の局長さんがいつ
までも畜産局長でおる、今の御相談に
なつた課長さんがいつまでもそのまま
でおるというわけでもないでしょう。
課長さんもそうでしょう。そうすると
そういう話し合いでなくて、機構とし

て、制度として見た場合に、今の畜産事業団の方はとにかく十億なら十億の交付金をもらって、全然使わなければ、その十億がそっくり事業団の思う方に使えるわけです。給食の補助に使うだけのことで、事業団の事業そのものには何ら使えないことになるわけですね。そういう機構上、制度上の心配は当然あると思います。あるからこその心配を詰めて、この方がこう言うのだから安心だ、こういうことになったのじゃないですか。だからこういう制度、機構の上にはそういう心配があるけれども、現状としてはそういうお話だったから承諾したのだ、こういうことじゃないですか。

○白井説明員 湯山先生の御想像におまかせいたしますが、ただ私たちがとしては、とにかく畜産事業団の補助金十億円の中で六億四千万は学校給食のなま牛乳に使わせるといふようなインシアチブはやはり今後とも農林省御当局がおとりになるので、その監督権というものは、将来局長や課長がおかわりになりましても継続すると思ひます。従いまして、やはり農林省御当局の御意思を尊重し、信頼するといふことで、とにかく承諾しようじゃないか、そういうふうな考えでおります。

○芳賀委員 そこで話がもとへ戻りますが、三十六年九億四千万があつて四億しか使えない、五億余るといふことは、先ほど給食課長は需給上の事情でやむを得なかったという話がありましたが、牛乳の学校給食を廃止すべきであるとか中止すべきであるといふ判断は文部省が行なうのか、農林省の方で一方的に、もう乳が足りなくなるから学校の給食は中止するとか、乳が

余つてきたから始めるとか、そういう信号を出すのですか。

○白井説明員 その需給状況を勘案してこういう数字にしたいといふことは、やはり農林省が協議されます。そうして御相談をいただくことになりま

す。

○芳賀委員 そうすると、予算を余す気になればそういうことでどうにもなるわけですね。たとえば十億円のうち二億円だけ使つて八億四千万余りになれば、二億四千万のときにもうこれで需給上足りないから中止するといふことになれば、それで文部省はやむを得ぬといふことになるわけですか。

○白井説明員 私どももいたしましては、予算額はぜひとも——いわば約束でございますから、文部省といたしましてはあくまでそれは約束として御履行していただきたいといふお願いを絶えずしておるわけでありま。しかしながら事実上こういう数字でだめだから困る、それは出せないといふ實際上の御措置に對しましては、御相談がございいますから、その場合には極力その原因を突き詰めて、私たちが納得した上で了承するわけでございます。やはりあくまで当初の予定数字をがんばるといふことで今までやつております。

○芳賀委員 次に御尋ねしたいのは、この畜産物の価格安定法によると、事業団が買上げた食肉、まあ豚肉が中心ですが、事業団が買上げた豚肉を必要があるときは学校給食用に特別売り渡しができるといふことになっておる。これは農林大臣も当初から、買上げた豚肉は学校給食に回すといふことを言っていますし、現在農林省の方針と

しても一部そういうことになっておるが、もし豚肉が余つて、事業団が買上げたが、処理に困るといふ場合に、学校給食に回るといふときは、受け入れ態勢はできておるのですか。

○白井説明員 豚肉を学校給食向けにある程度の数量回したいといふようなお話が内々一時ありました。今はございせん。そういう事態になりました場合におきましては、やはりこれも断続的なのか永続的なのか、要するに毎年あるのか今回だけかといふようなことも問題でございますし、また各府県一斉にできるのか、あるいは特殊な都合のいい地帯だけに限定されるのか、そういうことも確かに問題であるのでございいます。そこで、しばらく、それがとにかく今回非常に余るから、使つてくれないかといふようなお申し出の場合においてどう対処するか。これは、私といたしましては、一応この御趣旨は了承いたしました。現実的に、しからば学校がどういふふうに希望するか、買つか買わないか、また県の教育委員会の方でどういふふうにそれを判断するか、正式にお申し出があらましたならば、関係者を文部省に集めまして、それらの意見を総合いたしまして御回答したい、そういうふうな私内々考えております。

○芳賀委員 最後にもう一点伺いたいのは、最近の学校給食会の業務の内容とか経理の内容といふものは、文部省の監督のもとで確実に行なわれておるかどうか、その点はどうか。

○白井説明員 日本学校給食会は、年額約三千万の国家予算をもちまして、事務費、人件費をまかなつておりまして、これは非常に厳重に監督してお

まして、各種団体がございますけれども、会計経理は、もっぱら非常に模範的であるといふふうに会計官も申しております。それ以外のいわゆる物資経理——ミルクをアメリカから買ひまして、それを府県学校給食会を通じて学校に売ってあります。その物資経理も、独立採算制になっておりますが、これもまたガラス張りになっておりまして、人件費、物件費とも彼此流用を許してありません。児童からいただいたものは児童に返すといふことで、これまたガラス張りで非常に厳重に監督しておりますから、日本学校給食会の経理につきましては、私自信を持って適正に行なわれていると申し上げていいと思ひます。

○芳賀委員 それでは資料として、三十五年、三十六年でいいですけれども、学校給食会の事業の内容と経理の内容等について出してもらいたい。委員長から一つお諮り願ひたいと思ひます。

○野原委員長 委員長から申し上げました。ただいま芳賀委員の資料要求につきまして、文部省としてこの二十二日の昼ごろまでに御用意いたしたい。

○芳賀委員 そこで局長にお尋ねしたい点は、今度の改正によつて、流通合理化という名目で食肉あるいは乳製品

の処理保管施設等に対して事業団が助成するといふことになっておるが、これは、事業団の業務と関係のある保管施設とか、あるいは処理施設に対して助成金を出すといふ考えですか。

○森茂政府委員 事業団の事業に關係がある二施設に出すのかといふことでありますが、ここに明文として書か

れてあります通り、主要な畜産物の流通合理化のための処理保管事業でございまして、私どももいたしましては、ただいま考えておりますのは、特に冷蔵施設等の充実であります。そういう意味におきまして、農業団体等が相当額出資した事業体に対しては、冷蔵施設を拡充するといひましても、長期に資金が寝るというふうな関係で、団体だけではなかなか支出ができませんといふこともございいます。一方、畜産物の流通組織からいいますと、処理保管の事業がもっと充実しておるべきであるといふように考えておりますので、そういう意味で助成の道を開こうといふ趣旨でございいます。

○芳賀委員 局長、なるべく答弁は簡単に願ひます。私も簡単にします。

結局、この処理保管の助成は、事業団あるいはこの法律に關係のある、たとえば生産者団体、調整保管を行なう指定団体、生産者団体、それらの団体が調整保管行為をするための貯蔵施設、あるいは処理施設、そういうものを速急に充実させる必要があるの

で、ここでのいう処理保管施設に対する助成といふのは、重点的に事業団を中心とした、この法律を中心とした直接関連のある団体等に対して助成を行なう、こういうことなんでしょうか。

○森茂政府委員 一般的に言ひまして、もっと広く解釈できますが、われわれが立案した、本法の運用によつて充実したいといふ焦点は仰せの通りでございいます。

○芳賀委員 そうでなければ、普遍的に、たとえば主産地に対して、処理施設とか保管施設を構造改善事業等でやることになるのでしょうか。そういうも

のにも事業団が助成するということになりまして、この趣旨が全く違うことになるわけですね。だから事業団がどうしてもやらなければならぬという理由、やはり運営上に関係のある、そういう面に対して出す必要があるもので、こういうことをやるんだというのであれば、一応了解できる点もありますが、普遍的に出すんだといえ、これは農林省から直接出せばいいのであって、何も事業団を経由しなければならぬということはないわけですね。無理にやる気になれば、また何か別の意図があるのではないか、あるいは河野さんの勢力拡大のために、また事業団を第二の畜産局的なものでも仕上げるのではないか、そういう批判も出てくる。だからその対象を明らかにして、こういうために必要だからこれはやらなければならぬということであれば、賛成というわけじゃないけれども、一応の理解はできると思うのです。

予算措置で直接費目を明らかにして充実して参る考えでございます。この交付金制度の運用につきましては、国のやっております事業でまだ結果的に手が伸ばせないというような面につきまして補足的、補完的なことで考えておりました、あくまでも私どももいたしましては、本筋といたしましては、まず根幹といたしましては予算編成で直接予算措置でやっておりますという考えでありますので、この交付金はそういう方針としてはむしろ国の予算を拡充していく、それに合わせて補足的に、できるだけ足りないところを機動的に、あるいは弾力的に行なっていくこと、これが特に資するということであり、根幹といたしましては予算編成で都道府県等を通じまして充実して参ろうというのが本筋でございます。

係団体あるいは乳製品の関係団体等と十分打ち合わせいたしまして、そうしてその機関の充実をはかって、あわせてこの畜産物の買入れあるいは保管あるいは畜産事業団の活動します場合の円滑な運営に資しようということを考えておるわけでありまして、

おりません現在ではこれは組まれておりません。

○森(茂)政府委員 畜産団体におきまする関係においても、あるいは畜産の経営面におきましても、技術の指導等について十分でないということでありまして、ぜひこれは交付金制度のうちでやっておりますと考へておるわけでありまして、一方におきまします府県に設けられております普及員制度と相俟って、こういう点についてはもっと充実して参る必要があるかと存じております。

○芳賀委員 経営、技術指導事業に助成してならぬというのではない。国は当然これはやるべきだが、畜産事業団がやることはないじゃないかと僕は言う。こういうものは今までも畜産局でやっております。何も今度は事業団にまかせるといふ必要はないと思うのです。全部まかせなくても、一部事業団を通じてそういう振興あるいは指導的な事業の補助をやるなどという必要は事業団はないのです。そういうために事業団というものは作つたのじゃないのですから、なるだけ業務に専念させることにして、こういう国の機関が当然行なうべき助成とか補助の行政的な措置というものは、政府自身、農林省自身がやるべきであつて、事業団にやらすなどというのはばかばかしいですよ。これは河野さんの意思だと思ふが、あなたはやっぱり賛成しているわけですか。

○森(茂)政府委員 関係団体との話がまとまりますれば、出資といたしましては、生産者団体等を中心となつて設立されます一定割合以上を生産者団体が出資しております法人等に資金を付加したり、あるいは食肉の規格格付検査の仕事をやっております団体でされば出資いたして参りたいということを考えております。

○森(茂)政府委員 目下政府部内で三十七年度の事業計画——先ほど申し上げましたのは三十六年度のものでございますが、三十七年度の事業計画は決定の大詰めには折衝中でありまして、三十七年度分はまだ決定していません。

○森(茂)政府委員 もちろんお話の通り、趣旨としては事業団にととのえられる交付金制度であります。私、申し上げましたのは、ちよつと言葉が足りない点もあつたかと思ひますが、ただいまのところ、今の状況で予定しておりますのは、生産者団体が主として中心になつた場合におきまして、冷蔵施設等が早急に急がれる、あるいは加工処理施設等が早急に急がれるので、まずそういう点から充実して参らうというところであります。

○森(茂)政府委員 畜産の、政府の行政指導あるいは技術指導の面におきましては、もちろん交付金制度に関連しての問題でございますが、国の指導態勢あるいは経営の指導、技術の指導面にわたりましたは国が中心となつて、むしろ予算編成で、都道府県等を通じて

○森(茂)政府委員 乳製品、食肉、鶏卵等の処理保管関係あるいは食肉の規格の格付関係でそれぞれ民間で団体活動しておりますが、それらの食肉の関

○森(茂)政府委員 事業団の事業計画は現行法に従つて事業計画を立てて参りますので、まだこの法改正が済んだ

○芳賀委員 第三の補助の目的である畜産の経営とか、技術指導事業に対して助成するということは、だれが考えても必要ないのじゃないですか。

○森(茂)政府委員 関係団体との話がまとまりますれば、出資といたしましては、生産者団体等を中心となつて設立されます一定割合以上を生産者団体が出資しております法人等に資金を付加したり、あるいは食肉の規格格付検査の仕事をやっております団体でされば出資いたして参りたいということを考えております。

○森(茂)政府委員 事業団の事業計画は現行法に従つて事業計画を立てて参りますので、まだこの法改正が済んだ

○森(茂)政府委員 事業団の事業計画は現行法に従つて事業計画を立てて参りますので、まだこの法改正が済んだ

計画です、これは決算を出せと言っているのじゃないのだから。これはおかしいじゃないですか。職務怠慢じゃないですか。

○森(茂)政府委員 事業団の業務といたしましては四月一日までに決定をしましてやるべきものでございまして、私どもとしては今大馬力で、編成につきまして農林省に限らず、いろいろ関係の当局と研究中でございまして、試案といいますが、今決定しておりませんものから、決定案を出せと言われてもちよつと差しつかえがあるのでございまして、決定いたしましたらさつそく提出いたします。

○芳賀委員 それでは三十六年度分は、これは計画があつて、それに基づいてやっているのでしょう。それも何もなくてやっているのでしょう。

○森(茂)政府委員 計画があつてやっております。それぞれ実行に従つて内容も変わつてきておりますが、三十六年度の事業計画はあります。これは決定して、それぞれ実行中でございまして。

○芳賀委員 それがないから大へんですよ、買入れまでやつてゐるのだから。それでは三十六年度の分を委員長の方ですぐ出してもらうようにしていただきます。

七年度も三月中にはできるのでしょう。

○森(茂)政府委員 三十七年度は三月中に作ることはもちろんでございまして。

審議会の運営の状況を見ると、第一に問題になるのは政府から資料が十分提出されないわけですから。資料の提出が非常におくれておるといふ点と、要求されれば作つて出すが、二十六日からの分については、やはりあらかじめ必要と認める資料については内容の確実なものを作成して出してもらうべきだと思ひますが、その点は用意は進んでおるのでしょうか。

○森(茂)政府委員 わが当局といたしましては、十分できるだけの範囲内で、審議の円滑を期するために、またいろいろ現況を御説明申し上げるために、資料は極力充実するべく努力しておりますわけでありまして、価格審議会一枚の紙で出しておりますも、その一枚の紙の裏には大へんな作業を伴つてやつておるわけでもございまして、われわれといたしましてはほんとうに正直な数字をできるだけ御審議の便宜のうちに努力しておる次第でございまして、どうぞその点はあしからず御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 皆さんの努力は認めておるのですよ。それから実情について、たとえば食糧制度における食糧庁の作業等は、これはもう戦後十五年も十六年もやつておるのだから、経験も積んでおるし、いろいろな資料等についても大体適確なものができることは当然だが、畜産局の場合には開店早々であり、そういう陣容というものが整備されておらぬことはわれわれも承知して、これは機会あるごとに農林大臣に対しては、当委員会等においてそういう陣容にもう少し強化すべきであるということは、去年から勧告して

おるところですから、無理なことを言う考えはないが、せつかく苦勞するのであれば、委員会に持ち出して内容がまことに皆さんの精神を曲げたような資料まで作る努力をする必要はないのじゃないか、そう考えるのですが、その点はどうか。

○森(茂)政府委員 法律の趣旨を曲げたいような参考資料等は出さない気持でおりますが、これは価格算定方式を算定されるにつぎましていろいろ検討した部面がございまして、そういう作業をしたものにございまして、できるだけ十分御意見を承ろう、こういうことで前回の価格審議会には、参考資料の四から四まで価格算定方式等について参考資料として御配付申し上げたわけでありまして、もちろん私もその一として価格審議会の自主的なお話を等によりまして十分委員間で御議論願ひまして、私どもの行政措置に誤りを来たさないようにお答えをいただきましたと思つております。二十六日にもまたそういうことで委員の方々に御多忙のところを御参集願ひたいと思つておる次第であります。

○芳賀委員 どうも審議会が開かれてから審議会であまり発言するのかわれわれも考えなければならぬ点があるのですが、そういうことで、きょうはあ程度の問題を消化しておきたいと思ふのです。たとえばこれは農林大臣にたすべき点ですが、法律によれば、審議会委員を二十四名任命するというところになつておるのです。ところが現在まで二十二名しか委員は任命されていないわけですね。法律に二十四名とあるのを一体どうして最初から二名欠員

を作つて、委員の選任をしておるか。何か事情があると思うのですが、その点はどうなんですか。

○森(茂)政府委員 畜産物の価格審議会の取り扱います重要事項というものは、製品別に多岐にわたるものですが、たとえば現在では鶏関係の御専門の方はたつた一人の状況であります。事の重要性によりまして、現在定員は限られておりまして、この運用をどういうふうにやつていくかも頭を痛めておるわけでもございまして。そういう意味におきまして、ゆとりを残して現在編成しておるわけでもございまして。事態の状況によりましては、早くこれを充実して参りたいと思ひますが、鶏卵等についても、重要な関心を持っておりまして、たゞいまは食肉あるいは乳製品等で問題がありまして、鶏卵等という意味におきまして、なるべく各般の専門家の御意見を伺いたいと思ひておるわけでもございまして。開店早々でございまして、そういう点について、さきに十分検討して、欠員が公平に埋まるように考えたいと思ひます。

○芳賀委員 それでは鶏卵に二人残したのですか。

○森(茂)政府委員 鶏卵を例に引きましたが、鶏卵に二人残したわけではございまして、十分ウエイトを置いた意味で乳製品等については充実した関係がございまして、その他事態が進みますれば、また現在牛肉は指定しておりませんけれども、各般のことを考えますれば、この畜産物価格審議会というものは、品種の多い価格審議会でございますので、そういう点を考えまして、今保留しておるものであります。

○芳賀委員 そういうのは理由にならぬです。これは大臣に聞かなければはつきりしないが、とにかく法律を審議する過程においても、二十四名の委員のうち五名は国会から出すということになつておるのです。ところが国会から出てる委員は、現在衆参両院を通じて三名なんです。だから二名足りないというのでは、国会から出すだけであつて、何も鶏の卵の代表が二人足りないとか、牛肉屋の代表が一人足りないとか、そういうものじゃないのです。そういうつまらぬことを言うから、最初から審議会の権威というものはなくなつてしまふのです。業界代表といふのは、余るくらい出しておるのじゃないですか。たとえばハム会社の社長であるとか、肉の処理施設の代表者であるとか、あるいは河野さんの直系の中央畜産会の代表であるとか、われわれが見ればそれほどまでにしないでいいだらうというふうな委員をたくさん並べてあるけれども、足りないものはあるのですよ。国会から出す二名とか、あるいは生産者をほんとうに代表してゐる委員の数も少ないわけですね。これはあなたに言つても始まらぬが、農林大臣の好みであらう人選をやられては適正な審議会の運営というのにはできないですよ。そういう点は事務担当者のあなたがもう少し大臣に直言して、適正な審議ができるような審議会の委員の人選をやるべきだと思ふわけですが、その点は私の言う通りでしよう。

○森(茂)政府委員 畜産局長といたしましては、なるべく充実してへんばないようになつておることを十分各界をな

ぬです。これは大臣に聞かなければはつきりしないが、とにかく法律を審議する過程においても、二十四名の委員のうち五名は国会から出すということになつておるのです。ところが国会から出てる委員は、現在衆参両院を通じて三名なんです。だから二名足りないというのでは、国会から出すだけであつて、何も鶏の卵の代表が二人足りないとか、牛肉屋の代表が一人足りないとか、そういうものじゃないのです。そういうつまらぬことを言うから、最初から審議会の権威というものはなくなつてしまふのです。業界代表といふのは、余るくらい出しておるのじゃないですか。たとえばハム会社の社長であるとか、肉の処理施設の代表者であるとか、あるいは河野さんの直系の中央畜産会の代表であるとか、われわれが見ればそれほどまでにしないでいいだらうというふうな委員をたくさん並べてあるけれども、足りないものはあるのですよ。国会から出す二名とか、あるいは生産者をほんとうに代表してゐる委員の数も少ないわけですね。これはあなたに言つても始まらぬが、農林大臣の好みであらう人選をやられては適正な審議会の運営というのにはできないですよ。そういう点は事務担当者のあなたがもう少し大臣に直言して、適正な審議ができるような審議会の委員の人選をやるべきだと思ふわけですが、その点は私の言う通りでしよう。

がめて編成をいたしたわけでござい
す。二名の点等につきましては、物品
が多いものですから、そういう点も考
慮して保留してあるということござ
いまして、特に今結論を求めてこれ
で埋めていくという予定はございま
せん。

○芳賀委員 次に価格算定の問題です
が、この点については同僚の湯山委員
から、現在まで行なわれた、たとえば
豚肉の安定基準価格等につきましては
法律の趣旨に反するという指摘があつ
たのですが、局長は何かあの二百四十
五円が再生産確保のできる最低の価格
であるという答弁をしておったように
私は聞いておったけれども、先ほどの
はそういう答弁だったのであるか。

○森(茂)政府委員 再生産を確保する
ことを旨としてきめるのでありまし
て、私どもはいたしましては現在まで
の三十六年度におきます子豚を相当の
価格で買ったというものについては再
生産確保はできないというふうに考
えておりますが、今後どういう方式で価
格をきめますか価格審議会でも結論
が出ないで目下検討中でございます。

二十六日にさらに本年度の残るいは
三十七年度の価格について御意見を伺
うことになっておりますが、十分完成
された形で早く方式を樹立するべきも
のだというところで、私ども先行せず
に――まだ中途でございますので、価
格審議会の意見を十分固めて、本法の
精神にのっとって算定方式をきめて参
りたいと思ひます。法律に基づく政府
の価格でございますので、はっきりし
た算出方法というものが必要でありま
す。そうでなければ生産者あるいは消
費者等において十分納得がいかなくな

るわけでございますので、そういう点
初めての価格算定方式でありますから
時間もかかると思ひますけれども、か
りに暫定的に方式をきめますにつきま
しても十分農業基本法並びに本畜産物
価格安定の各条項に従つて方式を樹立
し、行政措置をやつて参りたいと思
へておるわけであります。

○芳賀委員 別に追及する考えはない
が、ただ豚肉の二百四十五円が再生産
を可能にする価格であるというよう
なことを委員会が政府委員が発言する
となるとこれは重大問題だと思つた
ので。当時の答申内容も二様に分かれ
て一つは二百四十円、もう一つは二百
七十五円以上という二つの異例の答申が
行なわれた中で、われわれの判断では最
悪の場合でも二百七十円以上でなけれ
ば再生産確保はできない、この考えは
みんな一致しておるところなんです
よ。ただ現状において、事業団発足
早々であるし、また一方豚肉の価格が
暴落した異常な状態であるので、三十
六年度分については三月末までの分
についてあくまでも暫定的ということ
で二百四十円という答申の線を出した
のであるからして、これは今後全然念頭
に置かないで、これからの審議会に農
林大臣が諮る場合に政府が用意する試
案というものは、――今までの政府案
というものは正式には出ておらぬが、
というものは正式には出ておらぬが、
しかしそれと同種のものが資料として
出されておったのです。だからそう
いうものを作る場合にも、法律の精神
を逸脱しない試案の作業をすべきであ
るというふうな私が指摘したのです
が、その点はいかがですか。

○森(茂)政府委員 やはり審議会の審
議の方法といたしまして、私ども事務
局的な立場で十分書記的な審議を尽く
していただくということで、審議を
開く前にいろいろな資料を整えて提出
いたしたいと存するわけであります。
そうでないと、やはり抽象論にわたり
まして具体的な結論なり御意見を求め
にくいという状況でありますので、作
業をいたしてできるだけ審議の便宜を
はかりたいというわけであります。そ
ういう意味におきまして今御指摘に
なつた再生産を確保することを旨とし
てという考え方はないのでございま
す。この結論をそれ自体を提出す
るといふことは御審議の都合上参
考資料というものは出させていた
まして、審議の能率を上げて参りたい
、あるいは内容の点等に十分支障のな
いように御便宜を計らひまして御答申に
資したい、こういうわけでございま
して、別に特に無視してという考え方は
全然ございせん、むしろこれに即
応し、無理をしても極力再生産を確保
したいという気持ちが――ばいばい資料を編
成しておる次第であります。

○芳賀委員 そういふことでぜひや
つてもらいたいと思つたわけですが、た
だ今までの気持のついた点を、二申し上
げさせていただきます。たとえば政府が価格算
定上のいろいろな試案を作る場合に、
審議会委員の中の特定の人物を中心
にしたり、その人に依頼してやるという
ことは間違いが起きやすいと思つた
ので。たとえば審議会の会長なら会長と
して委員から互選された人にならう
という試案のものを依頼して、その人が中
心になつて数名の学者グループで作
るということになると、やはり自分が中
心になつて作つた試案にどうしても拘
束されると思つたのです。他のどのよう

な権威者に依頼して政府の試案的な
ものを作ることは差しつかえないが、直
接審議会の委員であるとか、その会長
であるとかいうような人物に依頼して
作るといふことはあくまでも避けても
らいた。しかも、そうして作つた試
案なるものが、先ほど言つた通り、法
律の精神からは非常にかけ離れてお
るということになりますと、なおさら問
題だと思つたのです。その人たちの協力
とか労苦とかいふものは十分認める
が、これは今後のことですからさ
ういふことはあくまでも避くべきで
あると思ひますが、いかがですか。

○森(茂)政府委員 お話の通り、広く
知識を求めまして審議の参考にいた
したいといふことで努力しておるわけ
であります。政府から出します参考試案
は、そのものが全くある個人の意見で
あるといふことであるならば、それは
個人の意見といふことで資料としての
根拠をはつきりいたしたいと思ひま
す。今後価格審議会に出します資料
で、特別に断わりのないものはすべて
政府側で調査し、また考え、編成した
ものでございまして、特別にどこど
この経済所長とかこの学者とかい
う人の案でありますれば、それを参考
すべき場合には明確に責任の所在を
はつきりして提出いたすべきものだ
と考へまして、お話の点はよく了承
いたしております。

○芳賀委員 ああ程度のものは、何も
学者に頼まぬでも、畜産局の有能な皆
さん方であれ以上のものが作れると思
う。ただ意図的に何とかが安定価格
とか買上価格を安くしたいといふこと
で、技術的にそういう安いものを作
てくれというふうに専門家に頼むか

ら、頼まれた学者も、場合によつては
自分の良心を曲げて、ああいうわれ
れが見ても問題になるようなものを作
ることになるものであつて、この法律に
基づいたあるべき姿、あるべき価格と
いうものは、これはやはり良心的なも
のを、局長とか経済課長も優秀だか
ら、部内であれくらいのもものはや
れると思つたのです。あなた方みな東大卒
業生なんだから、それは師匠が何々経
済学の大家とかなんだといつても、あ
なた方過去は学校で弟子であつたとし
ても、一國の行政を担当する場合、あ
れくらいのもものは作れると思つた
ので、今局長が言つた通り、今後も価格
算定上の資料等を作る場合には、あく
までも農林省の責任とか畜産局の責任
において作るといふことでやつてもら
いたい。ぜひそういう慣例を確立して
もらいたいといふふうに考へるのです
が、私の言ふ点は間違つていませんか。

○森(茂)政府委員 今後とも私ども
いたしましては、政府側から参考資料
を出す場合に、もちろんいろいろな方
面で勉強はいたしますけれども、政府
の責任において出す参考資料につきま
しては、何にも断わつてない場合に
ございまして、もちろん政府の資料で
ございまして、むしろ政府以外の資料
をとつた場合につきましては、どこど
この統計資料とかいふことで、明確に
出所を明らかにしてやつて参るわけ
であります。お話の趣旨はよくわかり
ますので、十分その点は注意してやつ
て参りたいと思ひます。いささかでも
われわれの資料提出について疑念のな
いようにいたして参りたいと思ひます。

○芳賀委員 農林省のいろいろな農
物等の価格決定の法律もたくさんあり

ますが、それぞれ法律に基づいて価格の算定や決定を行なっておるのですけれども、その中でも内容がやや充実しておるというのは、米価並びに麦価の決定の算定方式だと思つておられます。それ以上まだ進んだものも当然これはあるわけですが、現在の農林省の扱つておる農産物の中ではそうだと思うのです。そうすると、やはり畜産物価格安定的の場合も、その法律で定めた精神といふものは、米や麦の価格をきめる場合の精神と違ふということではないのです。だから、昼間は外へ出て水田で水稻栽培の作業をやる、朝早くとか夜おそくは畜舎に入つて牛の乳をしぼるとか豚の飼育をやる、同一の生産者の労働の評価といふものは、水田に出た場合と家畜を扱つた場合に違ふということも、これは一貫性がないわけですが、だからそういう点についてはやはり問題になる。自家労賃の評価方式等についても、やはり米の場合に都市労賃を採用してやる方式であるとすれば、畜産物の場合にもそれと同種の算式を用いるということになれば、これは出た答えはどうかであらうとも納得できるところであらうと思つておられます。そういうことをやらないうで、たとえば過去三カ年の市場における平均価格をとるとしても、肝心の物価修正もやらないで、なまのまのものをを出してきたり、あるいは生産合理化係数というようないふ言葉を使つて、むしろ生産者価格が安くなるようなそういうものを要素に使つておつたり、ああいう点はやはり今後は、局長が言われた点ですが、あくまでも排除して、前向きな形で、今後の審議会に諮問されるそれぞれ

れの試案の作成等はぜひやつてもらいたいと思つておられます、そういう点についてはいかがですか。

○森(茂)政府委員 畜産物の価格算定方式を確立する場合、審議会の御意見を伺いたいというところで先般御諮問申し上げて、いろいろ参考資料を出したわけでございます。私どももいたしましては、何とかしてこの法律の精神に基づいて算定方式を早く樹立したいというところで考えておりますので、御趣旨の点は十分配慮いたしまして審議会に臨もうというふうに考えております。

○芳賀委員 次に、今度の審議会には、乳製品の加工経費あるいは製造費といつてもいいですが、この経費が審議会の審議の対象になるわけですが、これはいろいろ困難な問題もあつたと思つておられます、加工経費のコストの要素等については、これは一定の基準といふものを作つてそれにそれぞれ当てはめて、そしてそれを総計すれば加工経費ができる、そういう作業をとつたわけですか。

○森(茂)政府委員 畜産物価格の算定の因子についてすべてにわたつてそうですが、いろいろ物価修正とかそういうほかの物価でやつておる場合の因子と違ひまして、加工経費は乳製品工場自身の初めての因子の問題でありまして、そういう意味におきまして、加工経費につきましても集約したものを提出いたすわけでありまして、これらの点につきましても、これを特に各点をいじつてという作業は、また御意見等も承りましてさつぱらんに審議会に臨もうというところでありますので、われわれといたしましては、各いろいろな

会社等によりましては相当加工経費が違つた状態になっておりますが、個別的な会社等の問題になりますれば、これは営業上のこともございまして、大体大手乳業者の平均、中小乳業者の平均、それから総平均について加工経費の内容を、御審議の参考にするために提出いたしたいと考えております。

○芳賀委員 加工経費については、たとえば硫酸の価格等については、これは法律に基づいて毎年肥料審議会が審議するわけですが、こういう実例はあつたわけですが、ただ問題は、大中小といふようなメーカーから任意に出された資料といふものをどういふふうに整理してどういふ基準を作るかということが大仕事な問題ですが、方法論として、たとえば総平均的なそういう考え方では基準を作るのか、あるいはまたバルク・ライン方式で、そういうバルク・ライン方式なら方式で基準を作るか、あるいはそういうものを参考にして標準的な基準といふものを作るのか、その方針によつてそれぞれ違つたものが出てくると思つておられます、今の局長の答弁では、平均的なものということになります、非常に高いコストになると思つておられます。私が聞いたのは、どういふ方針で基準の作成作業をしたかという点です。

○森(茂)政府委員 畜産物の価格安定法が決定する前は、市乳等の問題、生産費等の問題では、それぞれの需給関係で問題が起きて、われわれ行政措置をやる場合に、加工経費がわからないで困つた場合がずいぶんあつたわけでございます。そういう際は、いろいろ資料の提出を願つておりましたけれども、法律がないために提出をされな

かつたわけでございます。畜産物の価格安定法が通りましてから、今回の価格作業になりましては、こういう法律がございまして、中小メーカーから大メーカーからも加工経費については早く御提出を願つたわけでございますが、これは提出のまず初めのこととして、各価格因子の内容等につきまして、初めてのことでございまして、各生産費調査の例を、ただいま芳賀委員は硫酸の生産費等の例をおあげになりましたが、そういう各生産費調査をやる場合の因子等を参考にいたしまして、もちろん照会をいたしました次第であります。そういう意味におきまして、いろいろ製品を作つておる場合に、いろいろな投資が行なわれる場合あるいは本社管理費等をこの部面で見るとウエイトを置いていくという操作はいたしますが、大体現在の改正としましては、中小メーカーから出ました加工経費は安くて、大メーカーから出た加工経費は非常に高い水準になっております。しかし現在は監査をいたしております。ましては、現在では標準経費的なものを出すことは非常に困難な状況でございます。従いまして、そのままメーカーのウエイトをとつて総平均的なものを御提出いたしたい、こういうふうな考えております。

○芳賀委員 乳製品については、出たものの総平均でやる、生産者の価格関係は非常に不当に安い算式を使うといふことになる、これは問題がありまして、納得のいくような形でやつてもいいと思つておられます。

最後に伺ひたいところは、先般特に市乳の値上げを政府は承認されたわけですね、乳製品の値上げ等についても認められたわけですが、たとえば市乳が普通牛乳は合一円の値上げ、加工牛乳は二円の値上げということになったわけですが、これが生産者の方への程度乳価として還元されておるか、その後の事情等はどうかについてお聞きします。

○森(茂)政府委員 東京都を中心とする市乳価格の処理につきまして、芳賀委員のおっしゃる通り、二月末に措置したわけでございますが、普通牛乳について一円、加工牛乳について二円となつておりました。普通牛乳のペーシングの場合に半額は生産者に還元する、生産者から買入メーカーの値段をその分だけ引き上げる、こういうことの確約を得ましたので、それを実施しておるわけでありまして、加工乳の一円と普通牛乳の二円値上げといふことで、小売り等の手数料が加工乳に重点的になる、よくなるということではいけません。ものごとから、メーカーに対しては全体をプールして、そうしてそれぞれ普通牛乳が確保されるような措置あるいは経済的に、配達店等にいった場合に安くなる、その他今度は生産者側の団体に対しては特別な小売価格の措置等につきまして、各都道府県が、メーカーと酪農家の指導の参考になるように、市乳の需給関係をむしろよくするために、少なくとも生産者価格では一円について五円ないし七円五十銭上がるような結果になるというところで指導はいたしておりますが、現実の問題として相当話がまとまつたところもございまして、まだまとまつてい

ないところもあるわけであり。そういう意味におきまして、われわれといたしましては、東京都を中心とする措置等につきまして、全国的にその措置の内容等について指示いたしました。少なくとも酪農民から買入生乳価格の引き上げを伴わない小売価格は絶対に認めない、こういうことで指導いたしておる次第であります。

○芳賀委員 その点ですが、大都市の市乳の消費状況は、大体普通牛乳が三三%、加工牛乳が六七%ということになると、三三%については一合一円で、三三%については一合一円です。すから一升十円、あとの六七%については一合二円から一升二十円の値上げということになっている。ですから、これを普通と加工の比率によって計算すれば、値上げの金額というものは平均的に出てくるわけですね。そうすると、畜産局長が指導した一升五円ぐらいの生産者に対する乳価の引き上げというのは、非常に微温的な指示だと思ふのです。結果的に、加工と普通を平均すると何円の値上げになるのですか。

○森(茂)政府委員 一般的にいまして、普通牛乳はおつしやる通り今三三%というお話ですが、総じていいますと、普通牛乳が四〇%で、加工乳が四〇%、それから乳飲料と申しますか、コーヒールとかフルーツとか、ただ味をつけた牛乳が主体でないものは二〇%、大づかみに言つてそういう状況になるわけであり。値上げの関係からいいますと、普通牛乳が一合当たり一円、加工乳が二円ということになりますので、この両方の数量が大体同じと見ますと、先ほど申し上げました通り一升当たり合わせれば、半分を生産

者に還元する、メーカーは一つもとらないということになりますと七円五十銭、普通牛乳を主力とするということになりますと五円、こういう意味で五円ないし七円五十銭、総じていえば二つ合わせて大体同じ数量の四〇%、四〇%というパーセントで見ますれば七円五十銭以上、こういうことになるわけであり。

○芳賀委員 だから、そういうものは生産地帯に直ちに反映しなければだめなんですね。反映させなければ行政指導を怠っていることになるのです。こういう点については資料でいいですから、値上げ前の二月末現在における、加工と普通に分けた市乳の価格、それから生産者の乳価、それが全国的に都道府県別でも必要ですがその状態と、それから三月以降市乳の値上げされた、乳製品も値上げになったという次元における乳価の動向がどうなつておるのかという、この二様の資料を委員長から請求してもらつて、二十二日の午前中までに用意してもらいたい。

○森(茂)政府委員 各県全部ということでは、今のところ整備しかねると思ひますが、できるだけ誠意を持つてわかつているところで、御要求のお気持もわかりますので、できるだけどの程度でできるだけになりますか、お恥かしい次第になつてはいかぬと思ひますので、全部という確約はできませんけれども、努力してみたいと思ひます。

○芳賀委員 それではきょうはこの程度にとどめて、次の機会に農林大臣に對する質問を保留して終わります。

○野原委員長 明後二十二日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

農林水産委員會議録第十七号中正誤

ページ	誤	正
一三	四 競馬場所	競馬場所在
三四	未から 中央競馬法	中央競馬会
四五	一 入られた	入れられた
六一	元 現代	現在
四	未から 退席	退席
七	未から 充実に	充実に

昭和三十七年三月二十六日印刷

昭和三十七年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局